

# 令和8年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和8年3月4日(水曜日)

## 議事日程 第1号

令和8年3月4日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について
- 日程第 5 報告第 2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
- 日程第 6 報告第 3号 令和7年度みなかみ町役場庁舎3階空調設備改修工事請負変更契約の専決処分報告について
- 日程第 7 議案第 2号 みなかみ町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 4号 みなかみ町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 5号 令和7年度おもちゃ美術館(木育推進工房)改修工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第 6号 かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第 7号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8号 みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9号 みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第10号 みなかみ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 みなかみ町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 みなかみ町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

日程第18	議案第17号	みなかみ町まちづくり振興基金条例の制定について
日程第19	議案第18号	みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第19号	みなかみ町出産及び誕生日祝金支給条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第20号	みなかみ町立児童館条例を廃止する条例について
日程第22	議案第21号	みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第22号	みなかみ町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第23号	みなかみ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第25	議案第24号	みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第25号	みなかみ町多目的集会施設条例を廃止する条例について
日程第27	議案第26号	みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第27号	みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第29	議案第28号	みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第29号	みなかみ町地場産業振興基金条例を廃止する条例について
日程第31	議案第30号	みなかみ町国際化政策基金条例を廃止する条例について
日程第32	議案第31号	みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第32号	みなかみ町学校教職員住宅管理条例を廃止する条例について
日程第34	議案第33号	みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について
日程第35	議案第34号	指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）
日程第36	議案第35号	辺地に係る総合整備計画について
日程第37	議案第36号	みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第38	議案第37号	字の区域の変更について
日程第39	議案第38号	町道路線廃止について
	議案第39号	町道路線認定について
日程第40	議案第40号	令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について
	議案第41号	令和7年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
	議案第42号	令和7年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
	議案第43号	令和7年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
	議案第44号	令和7年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について
	議案第45号	令和7年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第41	議案第46号	令和8年度みなかみ町一般会計予算について

- 議案第47号 令和8年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第48号 令和8年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第49号 令和8年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
- 議案第50号 令和8年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 議案第51号 令和8年度みなかみ町下水道事業会計予算について

日程第42 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 . . . 1. 町長2期目への挑戦は  
2. 観光会館周辺公共施設最適化事業の取り組みに向け
  - ◇ 石坂欣也 君 . . . 1. 災害時の町、現場でのバックアップ体制について
  - ◇ 星野宗央 君 . . . 1. 下水道事業のこれからは  
2. 小学校でのバス通学の対応は  
3. 生活道路の修繕補修は
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	石坂武君
13番	高橋市郎君	14番	小林洋君

欠席議員 なし

会議録署名議員

5番	茂木法志君	8番	阿部清君
----	-------	----	------

---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	中澤聡	書記	小此木猛
書記	原澤達也		

---

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	副町長	茂木直人君
教育長	田村義和君	総務課長	鈴木伸史君
財政課長	中西紀子君	企画課長	小池俊弘君
税務会計課長	竹内理恵君	町民福祉課長	高橋輝君
子育て健康課長	泉経征君	環境課長	木樽晴彦君
上下水道課長	小林勲君	農林課長	合沢衛君
観光商工課長	本間泉君	地域整備課長	味戸勝彦君
学校教育課長	吉田武春君	生涯学習課長	大塚裕君

## 開 会

(午前9時 開会)

議 長（小林 洋君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたり多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和8年第2回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

---

## 町長挨拶

議 長（小林 洋君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長（阿部賢一君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、3月定例議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先月下旬は2月とは思えないほど穏やかな日が続き、雪解けが進み、谷川の山々からは岩肌がのぞくようになりました。啓蟄を迎え、朝晩の寒さの中にも春の息吹を感じる季節となりました。

議員各位におかれましては、年度末のお忙しい時期にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、議会閉会中におきましても、施策協議や調査活動をはじめ、各常任委員会等にご尽力いただきました。精力的な議員活動に対し、改めて敬意を表する次第であります。

さて、先月には、長きにわたり地域の子供たちの学び舎であった古馬牧小学校、桃野小学校、月夜野北小学校の閉校式が執り行われました。それぞれの学校で育まれた歴史と伝統に思いを寄せ、在校生や保護者、地域の皆様と共に学び舎とのお別れを惜しみました。これらの小学校が果たしてきた役割は計り知れません。地域の教育拠点として多くの子供たちが学び、成長し、豊かな人間性を育んできました。閉校は寂しいことではありますが、これまでの歴史と伝統に深く感謝するとともに、新たな月夜野小学校が地域と共に子供たちの明るい未来を創造する場となるよう、町としても全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、本定例会に提案いたします案件は、報告2件、人事3件、契約2件、条例27件、指定管理1件、補正予算6件、当初予算6件、その他5件の計52件であります。詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（小林 洋君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。  
議事日程第1号より、議事を進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小林 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

5番 茂 木 法 志 君

8番 阿 部 清 君 を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

議 長（小林 洋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にもお諮りして、本日3月4日より3月16日までの13日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月4日より3月16日までの13日間とすることに決定いたしました。

---

日程第3 議長諸報告

議 長（小林 洋君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

12月定例会閉会後の11日には、法師温泉長寿館創業150周年記念の集いに出席いたしました。13日には、草津町にて開催の湯けむりフォーラム2025、14日は、新治スキークラブ創立65周年記念祝賀会に出席いたしました。15日は、町とラッシュジャパン合同会社と自然をめぐるリジェネラティブパートナーシップ連携協定締結式、同日、ノルンみなかみスキー場安全祈願祭には、牧田産業観光生活環境常任委員長に出席を依頼

いたしました。17日、令和7年度ユネスコエコパークポスターコンクールの審査を行いました。18日は、民生委員児童委員委嘱状感謝状伝達式に出席、19日は令和7年度第1回小口資金融資審査会。

令和8年を迎え、1月6日、群馬県議会新春交流会及び上毛新聞新年交歓会、9日、みなかみ町新年賀詞交換会、11日、みなかみ町消防団出初め式が挙行され、出席いたしました。日頃より地域住民のため防火・防災活動に取り組まれている消防団員の皆様方に対し、改めて感謝の意を表すところであります。

また、同日11日は、二十歳の集いが開催され、出席いたしました。集まられた二十歳の方には、これを契機として大いに活躍されることを期待するものであります。16日、みなかみ町スポーツ協会新年会に出席、19日は定例利根郡議長会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議員協議会に出席、21日には、山田佳一郎先生講演会、意見交換会と北部防火協会新年会に出席、23日は、みなかみ町ゲートボール協会定期総会及びFM OZE賀詞交歓会の出席を公務重複のため森副議長が出席いたしました。28日には牧田産観委員長とみなかみ町商工会新年会に出席。

2月に入り、3日は節分会、4日、第11回環境学習会、9日には定例利根郡議長会、広域市町村圏振興整備組合議員協議会、利根沼田学校組合議会議員協議会に出席いたしました。13日、群馬県町村議会議長会定期総会に出席、14日には、昭和村で行われたウィンターフェスティバルに出席、16日には、20周年事業実行委員会解散式、まんてん星道の駅構想報告会に出席、17日、再生可能エネルギー発電設備設置審議会、小口資金審査委員会に出席いたしました。18日、利根川源流水源地ビジョン推進協議会、猿ヶ京温泉やど倶楽部新年会、20日、広域市町村圏振興整備組合議会定例会、利根沼田学校組合議会定例会に出席いたしました。24日から26日にかけては、古馬牧小学校、月夜野北小学校、桃野小学校の閉校式に出席いたしました。

3月に入り、1日、第9回若山牧水みなかみ紀行短歌大会表彰式並びトークショーが開催され、出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、議長報告といたします。

#### 日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（小林 洋君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光生活環境常任委員会委員長牧田直己君。

（産業観光生活環境常任委員会委員長 牧田直己君登壇）

産業観光生活環境常任委員会委員長（牧田直己君） それでは、産業観光生活環境常任委員会にて行われました1月22日、23日に行われました静岡県袋井市と長野県松川町での視察につ

いてご報告を申し上げます。

本委員会では、学校給食を活用した地産地消の推進と、それを通じた農業振興の取組について調査するため、静岡県袋井市及び長野県松川町を視察いたしました。

本町では、人口減少と担い手不足の中、農業を持続可能にするための安定した販路、需要づくりが課題であることは、当局並びに議会全体として共有しているところであると思えます。そこで、日々継続する学校給食を地域農業の需要の受皿として活用し、実際に仕組みとして運用している先進地の取組を調査するため、本視察を実施しました。

視察の目的は、学校給食が子供たちの健全な成長を支え、食育を含む教育の根幹を担う重要な取組であることを大前提とした上で、これを農業振興の視点から捉え、地域農業を持続可能な産業として支える仕組みとして位置づけ、どのように実施をし、継続させているのかを学ぶことにありました。

静岡県袋井市では、行政、生産者、関係機関が連携し、地場農産物の活用を着実に進めておりました。給食の需要を農業経営の安定や販路確保の一助として捉え、地産地消の取組を通じて地域農業の理解醸成にもつなげている点が印象的であるとの声が各委員よりありました。

また、長野県松川町では、生産者と給食現場を結ぶ調整機能を特に重要視し、品目、数量、時期、企画といった実務的な課題を関係者の役割分担により丁寧に整理しながら、持続可能な運営に取り組んでおりました。

今回の視察を通じて得られた知見の要点は、第1に、学校給食は子供たちの成長を支え、食育を含む教育の根幹を担う重要な取組であることを大前提としつつ、その上で地域農業を支えるための出口戦略につなげている視点を持っている地域があること。

第2に、取組を個別の努力に依存せず、行政、生産者、給食現場、流通、加工等が連携する仕組みを設計することが成果を左右すること。

第3に、作る側と使う側のミスマッチを埋める調整機能が継続性の中核になるという点であります。

本町では、現在、農業振興と給食活用の一環として加工場の整備も検討されておりますが、今回の視察、とりわけ長野県松川町の取組からは、まず箱物ありきではなく、実需に基づいた運用設計を選考させる重要性を学びました。松川町では、給食で継続的に使用する主要野菜をあらかじめ定めた上で、年間を通じて必要となる量を把握し、それに対して農家側がどの程度生産可能かを丁寧にすり合わせておりました。さらに、生産された野菜は地域の直売所等に出荷され、そこから町が給食として調達をするという流れが構築されており、既存の地域流通を生かした仕組みとして運用されている点が特徴的でありました。

また、印象的であったのは、献立を作成する栄養士さんが長年地域に勤務しており、行政、給食センター、農家の間に立つ信頼のパイプ役としてなっていた点にあります。このように、関係者間の調整を担う存在がいることで、各団体が無理なく連携し、取組が持続可能な形で進んでいるということも受け止めました。

以上を踏まえ、本町においては、給食で必要な品目と量という需要と、それをどこまで作れるのかという供給側との密なすり合わせを合わせ、意思疎通がしやすい環境づくり、

さらに調達、流通の設計といった仕組みづくりを優先し、併せて行政と給食現場との生産者をつなぐ調整機能や人材の確保、育成を重要視することが重要であると考えます。箱物ありきではなく、まずは少量の予算の中からできるところから進めるべきと考えます。

以上で委員長報告といたします。

議長（小林 洋君） 以上で産業観光生活環境常任委員会委員長牧田直己君の委員長報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第5、報告第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

令和7年10月11日から10月12日の2日間、水上温泉街において開催されたミナカミ・ミライ・マルシェの片づけ作業中に発生した公用車と相手方の車両との接触事故が原因とする損害賠償でございます。

令和7年10月12日午後8時頃、みなかみ町湯原1680番地1付近の路肩に駐車していた相手方の車両の右側後方に、資機材を運搬するため後進した公用車の左側後方が接触し損傷させてしまったもので、損害賠償の額は25万3,948円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年2月13日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ここにご報告いたします。

議長（小林 洋君） 以上で報告第2号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

---

#### 日程第6 報告第3号 令和7年度みなかみ町役場庁舎3階空調設備改修工事請負変更契約の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第6、報告第3号、令和7年度みなかみ町役場庁舎3階空調設備改修工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第3号についてご説明を申し上げます。

令和7年9月定例会において契約締結の議決を得て、みなかみ町役場庁舎3階空調設備

改良工事を施工してきましたが、屋上に転落防止柵2メートルの設置が必要となり、また当初3階議長室外側の配管工事で足場を組み作業する予定でしたが、足場の設置が困難なことから高所作業車を使用することとしたため561万円増額し、契約金額を1億1,891万円と変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年2月24日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ここにご報告申し上げます。

議長（小林 洋君） 以上で報告第3号、令和7年度みなかみ町役場庁舎3階空調設備改修工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

---

#### 日程第7 議案第2号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長（小林 洋君） 日程第7、議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第2号についてご説明を申し上げます。

現教育委員の阿部剛氏が令和8年3月31日をもって任期満了となり、今期をもって退任されることとなりました。

阿部氏におかれましては、平成23年11月より4期、約14年4か月にわたり教育委員としてみなかみ町の教育行政の発展のため、多大なご尽力を賜りましたことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

つきましては、後任の委員として岡田祐一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

岡田氏は、みなかみ町小仁田582番地6に居住し、昭和57年3月、國學院大學を卒業後、同年4月より群馬県公立学校教員として奉職されました。なかでも平成28年4月から平成31年3月までの3年間は、水上小学校校長として学校経営に手腕を発揮されました。平成31年4月から令和5年3月まで月夜野中学校、みなかみ中学校において補助教員兼支援員としてご活躍されております。豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任であります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本委員の任命について議会の同意を求めます。

なお、任期につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について質疑はありませんか。

13番高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） 人事案件のときにいつも思うんですけども、ここの議会に提案されるまでの経過、自薦か他薦か推薦とかいろいろある。どういう機関で選任をし、ここに至ったか、その点についてもう少し提案理由の説明、AIでもつくれるような文章でなくて、そういう経緯を透明化するためにもお聞きをしたいと思います。

議長（小林 洋君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 町長の任命でございますので、本来、町長がお答えするかと思いますけれども、教育委員会のほうでいろいろ町長に伺いを立てながら、町長の意向に沿って委員の候補を挙げさせていただいて、最終的に町長がこの方ならいいだろうということでこの議案にのせているというような状況でございます。

人選に当たりましては、やはりみなかみ町も広うございますので、地域のバランスもございます。ですので、今回、水上の阿部氏が退任されるということで、やはり水上の地域の方からふさわしい方をいろいろ候補を挙げまして町長のほうに確認を取りまして、じゃ、その人ならいいだろうということでこの上程というふうになっております。

議長（小林 洋君） ほかに。

高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） 何でこんな質問をしたかと言いますと、確かに立派な方で異存があるわけではないんですけども、いわゆる町長の人事権というのは町長が持つ権限ですので、それについてとやかく言うつもりもないわけです。

しかしながら、町長は過去において人事案件に反対討論をされたという経緯があるわけです。やはりこの議場において賛成、反対は当然議員の判断の中であるのは当然だと思うんですけども、討論までやるということになったときには、なかなかその人に対してのいろいろな部分において傷になるというようなこともあろうかと。よく私もこの方は存じませんし、立派な方という経歴を見て、今先ほどの提案理由の説明を聞く限り、非常にすばらしい方だということは認識できるんですけども、よくここに出てきて初めて我々が判断しなければならぬので、選任に当たっての透明化を聞きたかったということ。

それと、以前私も副町長がこの議場に選任提案されたときに、全然知らない方でどんな方かなという、経歴書はあったんですけども、そういう中で本来ならこの質問はそのときにすればよかったのかなと思っているんですけども、いつか聞こうかなということであった。

やはり、本会議場に出てきて人事案件に反対するということは、その方にとって非常に失礼なことにもなりかねない。私の経験として、人事案件に反対したことは私1回あるんですよ。その方にはお亡くなりにもうなられたんですけども、お亡くなりになるまでお許しはいただけなかったかなというような思いもあって、人事案件は当然この議場に出てくる限り反対はしないほうがいいなというのが今の思いなんです。そういう中で、ある程度選任するに当たっての透明性というものがなければいけないと思うのでお聞きをし

ました。

以上です。

議長（小林 洋君） 町長は何かありますか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第8 議案第3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（小林 洋君） 日程第8、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいておりますみなかみ町月夜野697番地3にお住まいの櫛渕哲夫氏から、一身上の都合により令和8年3月31日付をもって辞職したい旨の申出があり、これを承認いたしました。

つきましては、後任としてみなかみ町後閑1580番地1にお住まいの石坂和利氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

石坂氏は、人格、識見に優れ、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間である令和8年4月1日から令和10年3月24日までとなります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたしま

す。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第9 議案第4号 みなかみ町農業委員会委員の任命について

議長（小林 洋君） 日程第9、議案第4号、みなかみ町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

みなかみ町農業委員会農業委員1名の欠員に際しまして、みなかみ町農業委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

田村吉廣氏におかれましては、農業に見識があり、農事組合からのご推薦をいただいております。農業委員として適任と考えます。

なお、委員の任期につきましては、前任者の残任期間となる令和10年4月18日までとなります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、みなかみ町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

---

日程第10 議案第5号 令和7年度おもちゃ美術館（木育推進工房）改修工事請負契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第10、議案第5号、令和7年度おもちゃ美術館（木育推進工房）改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

当工事は、休眠化した旧新治保健センターを改修し、町内産木材による木製品の製造や木工体験ができる木育推進工房として整備するものであり、併せて広葉樹産業化プロジェクトによる林業の6次産業化の実現も目指す事業であります。

本件につきましては、今年度より地域未来交付金、いわゆる旧地方創生推進交付金を活用して行うおもちゃ美術館の設置に関連して整備する施設の一つであります。令和8年2月25日に条件付一般競争入札を行った結果、1億945万円で群馬県沼田市西倉内町593番地、沼田・木内おもちゃ美術館木育推進工房改修工事特定建設工事共同企業体代表者、沼田土建株式会社取締役社長、青柳剛が落札いたしました。

当会社を契約の相手方として請負契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑はありませんか。

6 番星野君。

6 番（星野宗央君） おもちゃ美術館の改修工事請負契約の締結についてなんですけれども、この入札についての入札業者と入札価格を教えてくださいませんか。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えします。

落札企業体の名称でございますが、沼田・木内おもちゃ美術館木育推進工房改修工事特定建設工事共同企業体になります。落札金額は9,950万円の税抜きでございます。

失礼しました。入札事業者は1者になります。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 落札というよりも、入札が1者だったということなんですけれども、これ入札の公告に予定価格が入っていますよね。これ1者しかなくて、落札率が相当高い数字になっているんですけれども、これでちゃんとした競争入札になっているのかどうか、ちょっと課長さんの考えをお伺いできますか。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えします。

1者の入札ではありますが、ルールにのっとりまして条件付の一般競争入札ということとルールどおり公告等を行いまして入札を行っております。予定価格につきましては、1者が決まってから公表しているものではございませんので、適正だと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 適正なんでしょうけれども、この1者しか入札ができなかった、しなかった理由があればぜひ教えてくださいませんか。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えします。

1者であるか複数者であるかに関しましては、こちらは同条件で公告しているところがございますので、理由はそれは入札しなかった事業者でないと分からないというふうに私は考えます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

1 番河合君。

1 番（河合史将君） あくまでも確認なんですけれども、これはまた沼田土建さん、これ落札に関しては何もないんですけれども、みなかみ町の業者のみでの入札というのは可能だったんでしょうか。

議長（小林 洋君） 企画課長。

(企画課長 小池俊弘君登壇)

企画課長(小池俊弘君) お答えいたします。

企画課といたしましては、業者請負選定委員会のメンバーには加わっておりません。その中でこの金額で発注するに当たって、業者選定委員会のほうで企業体ということの条件付一般競争入札ということのJVという形で選定していただきましたので、町内事業者で対応が可能かというところに関しましては、全体像としましてJVという形を選んでのことであると私は考えております。

議長(小林 洋君) ほかに。

1 番河合君。

1 番(河合史将君) すみません、質問が悪かったので。

JVはJVでも、要はみなかみ町業者同士で組んで入札ということも可能だったのでしょうか。これは、要は一般競争入札、これ一般競争、この競争の内容ですよ。これ以前、学校の入札でもありましたけれども、みなかみ町の業者だけでは入札できなかつたりとかそういう面もありましたけれども、今回においてはみなかみ町の例えばJV組んでいただければできたのか、できていないのか、入れたのか、入れていないのかというのをお聞きします。

議長(小林 洋君) 企画課長。

(企画課長 小池俊弘君登壇)

企画課長(小池俊弘君) 失礼しました。質問の取り違えでございました。

今回のにしましては、利根沼田地域の会社という限定になっておりますので、町内事業者同士でも可能であったということになります。

以上です。

議長(小林 洋君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

星野君。

(6 番 星野宗央君登壇)

6 番(星野宗央君) 議案第5号、令和7年度おもちゃ美術館(木育推進工房)改修工事請負契約の締結について、反対の立場で討論を行います。

本契約は、1億945万円という高額な工事請負契約であります。しかしながら、本件入札は地元業者とも言える沼田土建1社のみの応札であり、実質的に競争性が確保されたとは言い難い状況であります。一般に公共工事においては、競争入札によって価格の適正化と透明性を確保することが大前提です。1社の入札そのものが直ちに違法というわけではありませんが、設計、仕様が特定業者に偏っていなかったか、参加条件が実質的に限定的ではなかったか、積算は市場価格を反映しているのか、こうした検証が極めて重要になると思います。1億円を超える契約である以上、より厳格な説明責任が求められます。

さらに問題なのは、この改修が行われるみなかみ町おもちゃ美術館事業そのものの収支構造です。これまでの指定管理料や維持管理費の実態を見ると、町の一般財源に依存する構造が続いており、今回の改修が将来的な収益改善につながるのか、その具体的な数値目標や根拠は示されておられません。指定管理料との関係も明確ではなく、改修により指定管理料は減額されるのか。逆に維持管理費が増える可能性はないのか、投資回収の見通しはあるのか、これらの説明が不十分なまま契約を締結することは、財政運営として慎重さを欠くものと言わざるを得ません。

本町においては、国保、介護保険、後期高齢者医療制度の負担増、下水道料金値上げの議論など町民生活に直結する課題が山積しております。物価高騰の中で町民にさらなる負担を求めながら観光交流施設への1億円超の追加投資を優先することが妥当なのか、私は優先順位が逆であると考えます。限られた財源は、まず町民の暮らしと福祉、教育の充実に充てるべきです。

以上の理由から、本契約の締結には賛成することができません。議員各位の慎重なご判断を求め、反対討論といたします。

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、令和7年度おもちゃ美術館（木育推進工房）改修工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第5号、令和7年度おもちゃ美術館（木育推進工房）改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第6号 かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負変更契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第11、議案第6号、かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第6号についてご説明を申し上げます。

本議案は、令和7年度かわまちづくり事業休憩施設建築工事の請負変更契約を締結するものであります。

本工事につきましては、令和6年度からの繰越事業として発注を行い、令和7年6月議会で契約金額7,260万円にて建設工事請負契約締結の議決をいただいたところであります。

本工事は繰越事業であることから、厳正な工期管理の下、年度内完成を厳守すべく工事を執行してまいりましたが、厳冬期における施工であることから、コンクリートの養生などを行うための仮設工事等の追加が必要となりました。安全かつ確実に年度内に工事を完了させる必要があるため工事内容に一部変更を行い、契約金額を7,937万6,000円として変更契約を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、かわまちづくり事業休憩施設建築工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第7号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第12、議案第7号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第7号についてご説明を申し上げます。

本議案は、複雑化、高度化する町民ニーズに的確に対応し、行政サービスの質を一段と向上させるとともに、持続可能で機動力のある執行体制を確立するため、役場組織を再設計するものであります。単なる課の整理や名称変更ではなく、社会環境の変化を見据え、行政機能をより実効性の高い形へと再構築するものであります。

今回の再編の基本的な視点は2点あります。

第1に、町民にとって相談先や所管が分かりやすく責任の所在が明確な組織とすることです。

第2に、各分野における専門性を一層高めることにより、複雑な行政課題に迅速かつ的確に対応できる体制を構築することです。

主な内容であります。環境課、町民福祉課、子育て健康課をそれぞれ住民課、介護福祉課、健康推進課、子育て支援課に再編するものであります。

環境課につきましては、利根沼田圏域における一般廃棄物処理広域化のめどが立ったことに伴い、その業務を新たに設置する住民課に組み込むものですが、業務自体がなくなるのではなく、住民生活に直結する重要な業務でありますので、引き続き責任を持って対応してまいります。

現行の町民福祉課は、住民戸籍業務から高齢者福祉、介護まで極めて広範な分野を担い、さらに複数の特別会計を所管している状況にあります。また、子育て健康課は、子供施策と健康施策という重要かつ専門性の高い業務を担っており、両課は制度的にも実務的にも密接に関連しております。しかしながら、それぞれの分野は年々制度改正や政策課題が高度化しており、従来の大くりの体制では専門性の蓄積や責任の明確化という点で限界が生じつつあります。そこで、住民課、介護福祉課、健康推進課、子育て支援課へと機能を明確に分けることにより、各分野における専門的知見の深化、施策目標の明確化、そして執行責任の明確化を図るものであります。

今回の再編は、各分野の専門性をより深めることによって部局横断の連携をより実効的なものにすることも意図しております。多様化、複雑化する行政課題に対応するためには、各分野の専門性を高める縦軸と、部局を横断して政策を統合する横軸の双方を機能させる必要があります。責任の範囲と専門領域を明確にし、その上で横断的調整を強化することが迅速な意思決定と町民サービス向上につながるものと考えております。

本再編は、現状維持ではなく、将来を見据えた言わば役場組織としての経営判断であります。町民サービスの向上を最優先に専門性と機動力を兼ね備えた組織を構築し、地域の多様な課題に的確に対応してまいります。

以上が改正の主な内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**議長（小林 洋君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はありませんか。

2番江口君。

**2番（江口 樹君）** 今回、専門の課をつくるということは、住民サービスがより向上すると考え

られ、よいことだとは思っております。また、半面、職員の負担増にならないかということが不安でもあります。組織体制を変えることにより人員を増やす予定があるのか、また、職員の負担が増えないための対策を伺います。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） 江口議員のご質問にお答えいたします。

今回は課の再編ということでございまして、これに伴い業務負担が一部に偏らないような形で、つくりや適性をバランスし、職員の配置を行う予定でございますので、特に仕事が多くなり、負担が多くなるということは考えておりません。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

12番石坂武君。

12番（石坂 武君） ただいま提案理由の説明を伺ったんですけれども、私は真逆の考え方から質問したいと思うんですけれども、正規職員が減っている状況において、結果として2課増える改正ということでもありますけれども、逆に頭でっかちになり、実際に活動する人数が減ったり、町民の皆さんに対して逆に行政全般のサービス低下につながるのではないかなというふうに危惧をしているわけなんですけれども、その辺の見解と、また改正に向け、その点も議題に入った中での改正ということか、2点伺います。

議長（小林 洋君） 副町長。

（副町長 茂木直人君登壇）

副町長（茂木直人君） ただいまのご質問にお答えします。

各課については、当然分割をしますので、一つ一つは小規模化をされています。ただ、小規模化自体が弱体化をする、サービスの低下につながるというふうには考えてございまして、逆に規模が大きいことによって1人の管理職が広範囲を抱えることとなりますので、判断が遅れたり、また調整が大変になったりということもございまして、小規模化することによりまして、その統括する単位を適正化し、専門性を高めていくという考えで今回の条例改正案に至ったということでございます。

以上でございます。

議長（小林 洋君） 課長とかが増えることによってというのは。課長が、上が増えることによってという。

副町長（茂木直人君） すみません、課が増えることによって職員の負担が増えるかどうかという点について、改めてお答えしますと、今の現状のまま大規模な組織のままですと、その調整等々に係る時間ですとかコスト、目に見えないコストという部分がかえって職員の負担ということにもなりかねません。また、町民に対するデメリットということも考えられますので、そういった観点を踏まえて組織改正案を編成したものでございます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

石坂武君。

12番（石坂 武君） 環境課を削って企画課に環境政策に関することを移して、新たに設置される住民課に生活環境に関すること、また廃棄物に関すること、公害に関すること、公衆衛生に関することを移すようですけれども、今までは環境課内に内容が類似し、重なると思われる環境政策に関することと生活環境に関することの業務があったわけですが、今後は2課に分かれるということになりますけれども、その辺まごつくんではないでしょうか。その辺の問題点はどう捉えていますか。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） 石坂武議員のご質問にお答えいたします。

住民課の生活環境係というのは、ごみ、犬猫といったそういった今の対策に対しての係でございます。もう一つの環境政策はエネルギー施策、そういったものに対して実務を行うということで企画課のほうに移管する予定でございます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

石坂武君。

12番（石坂 武君） 今言った環境政策に関することと生活環境に関することの業務が2課にまたがると、その辺支障はないんですかということを行っているのと、3問でこれで終わりなんで付け加えて言いますけれども、過去に職員の逆ピラミッド状態への改善について質問した経緯があります。年配職員の占める割合が高く、その辺を意識しての対応とも見えなくもないんですけれども、その辺は全くないということと言い切ってもらえるのでしょうか、そういうふうに見えてしょうがないんですけれども。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） 私のほうから最初の質問でございます。

住民に混乱を招くんではないかということでございますが、これにつきましては、しっかり町民のほうに住民の方に周知徹底をして、誤解を招かれないような形を取っていく予定でございます。よろしく申し上げます。

もう一点ですが、副町長のほうからご説明させていただきます。

議長（小林 洋君） 副町長。

（副町長 茂木直人君登壇）

副町長（茂木直人君） 役場組織が逆ピラミッドになるんじゃないかということでご懸念でございますけれども、今回の改正の趣旨につきましては、冒頭町長のほうからご説明差し上げましたとおり、町民サービスの向上というのが一番の目的でございますので、その点ご理解をいただければと存じます。今いる職員の能力を最大化していくということが、この組織改正のまた目的の一つでもありますので、その点ご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

江口君。

2 番（江口 樹君） すみません、私が先ほど質問した中でちょっと答えをまだいただけなかったのが、人員を今後課を増やすことによって増やす予定があるのかなのか、お伺いします。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） お答えいたします。

町の定員管理計画に基づき、職員の補充等を行っていく予定でございます。

議長（小林 洋君） ほかに。

星野君。

6 番（星野宗央君） 課を増やすんでこの環境課が吸収されるのかなというふうに私思ったんですけども、この住民課の戸籍住民基本台帳に関する事、国民健康保険事業に関する事とこの生活環境に関する事は何となく分かるんですけども、その廃棄物に関する事、公害に関する事、公衆衛生、公衆衛生は若干分かるんですけども、ごみ処理の広域化でますますこの環境課というのが私重要になってくると思うんですけども、まだ今の段階で環境課を吸収するというのがちょっと私いいことだとは思えないんですけども、その辺は大丈夫と考えているということによろしいのでしょうか。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） お答えします。

なくなるわけではございません。アメニティパークもございますし、ただ、その環境課という中の業務を分担したということで、決してそれを軽視しているようなことではございません。

議長（小林 洋君） ほかに。

星野君。

6 番（星野宗央君） という事は、この上に書かれている1、2の事と、その廃棄物とか公害とかアメニティとこの役場の本所のところで課が分かれるということになるということですか。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） ご明察のとおりでございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第8号 みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第13、議案第8号、みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第8号についてご説明申し上げます。

行政手続法が改正され、これに準拠して条例を改正するものであります。

改正内容としましては、不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式について書面掲示規制の見直しが行われ、デジタル技術を活用してこれを行う旨の規定が追加されたものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第14 議案第9号 みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第10号 みなかみ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第11号 みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第12号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第13号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第14、議案第9号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第13号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの以上5件を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第9号から第13号までの人事院勧告に伴う条例改正について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第9号、給与に関する条例等の一部改正では、令和7年8月7日に人事院が民間給与との差を踏まえ、給料月額を特別給を0.05月分引き上げる勧告をしました。これに伴い、令和7年12月24日に国の給与法も改正されたところであります。本町でも職員給与を改正し、大学卒業者の初任給を約1万2,000円、高校卒業者を約1万2,300円引き上げ、給料月額は平均約3.3%のアップとします。特別給は年4.60月から4.65月に増額します。また、通勤手当の支給基準見直しや新設する第2種初任給調整手当で最低賃金との差額調整を行います。

議案第10号は、企業職員の給与改正で、一般職に準じて部分休業の減額基準を統一し、第2種初任給調整手当や扶養手当の経過措置を令和8年度から適用いたします。

議案第11号は、会計年度任用職員の給与を国の改正に合わせ6.04%増加させる内容です。

議案第12号と第13号は、特別職及び議会議員の特別給を年4.45月から4.50月に0.05月分引き上げるものであります。

以上、改正内容の概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。  
これより議案第9号について討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。  
議案第9号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採  
決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につ  
いては原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す  
る条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第14号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第15、議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第14号についてご説明を申し上げます。

令和7年6月4日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等の一部改正が交付され、最近における物価の変動等を考慮し、選挙公営に関わる経費が増額されました。そのため、みなかみ町に選挙に係る経費もこの改正に合わせ、額の改定を行うものであります。

また、不在者投票の公平性及び透明性を一層確保するため、既に他の自治体で導入されている外部立会人について新たに定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第15号 みなかみ町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

議長(小林 洋君) 日程第16、議案第15号、みなかみ町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関連し、町が新たに条例を制定するものであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給するとともに、災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に対し災害障害見舞い金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、被災者の生活の安定及び福祉の向上を図るため、災害弔慰金の支給等に関する条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑はありませんか。

8番阿部清君。

8番(阿部 清君) 議案第15号についてお伺いします。

この条例の第2条、(1)災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じることをいうという条例になっていますが、その他異常な自然現象とは、例えばどういったものなのかお伺いします。

議長(小林 洋君) 総務課長。

(総務課長 鈴木伸史君登壇)

総務課長(鈴木伸史君) お答えいたします。

その他の異常な災害というのは、竜巻、突風、落雷、こちらであまり関連しませんが、火山の噴火が該当いたします。

以上です。

議長(小林 洋君) ほかに。

阿部君。

- 8 番（阿部 清君） 竜巻や突風、火山噴火等、そういったものが対象になるということなんですけれども、近年の異常気象による猛暑で熱中症で亡くなる方が増えています。しかし、熱中症による死亡は基本的に病死や事故扱いとなるようですが、災害等による停電でエアコンが使えなくなり、熱中症になり死亡することも考えられます。そのような場合、亡くなった場合、支給の対象になるのかをお伺いします。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） お答えいたします。

この条例に係る支給対象となる災害は、法に定める異常な自然現象による災害が基本条件となっております。このため今阿部清議員がおっしゃったのは災害関連死だと思いますが、これにつきましては、原因の災害との因果関係が明確であると、その死亡が災害の直接または間接的結果であることが重要でありまして、この判断は自治体や関係者による調査とか認定を経てされることとなりますので、一概にこれが対象になるということではございません。

議長（小林 洋君） ほかに。

阿部君。

- 8 番（阿部 清君） 一概に対象になるとは、そういった答えなんですけれども、先ほど災害関連死という言葉が出たんですけれども、災害時、避難所や避難先等、そういった場所で環境の変化によって亡くなる方もいます。災害での直接死でなくても災害関連死と判断される場合がありますが、そういった場合は対象になるのか。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） お答えいたします。

災害の規模によって、自然災害ですので、激甚災害とかいろいろなケースがございます。そういったものの中で、大きな災害に応じて先ほどの認定作業があるということがございますので、これも先ほどの答弁と同じ、繰り返しになりますが、一概に対象になるとは言い切れませんので、よろしくお願いたします。

議長（小林 洋君） ほかに。

6 番星野君。

- 6 番（星野宗央君） 災害援護資金なんですけれども、これ所得制限が設けられている理由をお聞かせいただけますか。

議長（小林 洋君） 総務課長。

（総務課長 鈴木伸史君登壇）

総務課長（鈴木伸史君） 星野議員にお答えいたします。

所得制限が設けられているという根拠でございますが、これは法律に基づく法の第10条第1項と施行令の第7条に明記されておりますが、この制度は単なる被災者への一律支援ではなく、生活の維持が困難となった低所得世帯等の自立を助けることを主眼とした福

社的融資という性格を持っており、資金の貸付けにおいて所得制限があるのは、私的自治の原則を補完するものであるということに基づいて制度を設計しておるところでございます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。次の再開を10時45分とします。

（午前10時24分 休憩）

---

（午前10時45分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第17 議案第16号 みなかみ町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

議長（小林 洋君） 日程第17、議案第16号、みなかみ町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第16号についてご説明を申し上げます。

地方公共団体が地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、条例で定めるところにより任期付職員の採用を行うことができるとされています。任期付

職員法は、高度の専門性を備えた民間外部人材の活用の観点から、専門的知識経験を有する者の採用を行うための特例法で、職員の種別を分け、その要件に当てはまれば法の規定に基づき期限を定めて採用することができるかとされています。

みなかみ町においても、この法律の規定に基づき条例を制定することで、危機管理の専門職員として地域防災マネジャーの採用を考えています。地域防災マネジャーは、地方公共団体において防災計画の策定や地域住民や職員に対して防災に関する研修を実施し、意識を高めることや災害発生時には迅速な対応を行い、復旧活動を支援することを目的としています。

このように地域防災マネジャーは、地域の防災力を高めるために重要な役割を果たしており、昨今の異常な気象状況を考慮すると、登用が急務な職務であると考えております。任期付職員条例を制定することで、地域防災マネジャーの資格を有する人材を採用し、任期期間中に町職員へ防災のノウハウを継承し、さらなる防災への備えのための体制づくりを進めていくこととしたいと考えております。

以上、制定の主な内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 みなかみ町まちづくり振興基金条例の制定について

議長（小林 洋君） 日程第18、議案第17号、みなかみ町まちづくり振興基金条例の制定につ

いてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第17号についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、都市再生特別措置法第46条に基づき策定された都市再生整備計画で定める地区における民間主体のまちづくりを推進し、同地区の価値向上に寄与するまちづくり事業を行う民間事業者への助成事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を制定するもので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

本事業は、令和3年9月に締結した産官学金包括連携協定に基づき、温泉街再生、活性化に資する事業に対し支援することを目的とし、2年間で約4億円の基金を組成し、事業期間5年以内に拠出することとしています。基金造成の財源は株式会社オープンハウス・ディベロップメントからの企業版ふるさと納税1.5億円と、ふるさと納税5,000万円の約2億円、一般財団法人民間都市開発推進機構から補助される約2億円を原資に行うものです。

この基金は、同機構が国土交通省の財政支援を受け、マネジメント型まちづくりファンドの委託事業として行われる事業で、基金造成の条件としては当該自治体が受けた寄附金と同等額を同機構が補助することで基金組成が行え、町が設置する審査会を経て活用事業者を決定するという制度になっております。

今後は、同地区内において施設整備等によるまちづくりに取り組む事業者からの提案がある場合には、都度、一般財団法人民間都市開発推進機構に事業企画書を提出し、有識者審査会の採択を受けることで制度活用が可能となるものです。

今回、当該制度を活用するための基金条例を制定するもので、町内各地域において都市再生整備計画の策定及び活用事業の計画が議論されれば、民間企業、団体及び町の取組の幅を広げていきたいと考えております。

以上よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町まちづくり振興基金条例の制定についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町まちづくり振興基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第18号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第19、議案第18号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第18号についてご説明を申し上げます。

令和6年12月2日に健康保険証が廃止され、医療機関等窓口においてマイナンバーカードで加入医療保険の情報が確認できるようになりましたが、福祉医療受給者の資格確認については、別に受給資格者証を提示する必要がありました。令和8年4月よりデジタル庁が運営するPMH(パブリック・メディカル・ハブ)システムに福祉医療情報が連携されることに伴い、マイナンバーカードを用いてオンラインでも福祉医療の受給資格認定に関する情報確認が可能になるため、受給資格認定内容の確認方法を追加するため一部改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑はありませんか。

10番高橋久美子君。

10番(高橋久美子君) ただいまご説明いただいたんですけれども、確認なんですけれども、そうしますと、今まで受給者証を提示して医療機関を受診していたんですけれども、今後はマイナンバーカードのみで、提示をしなくても医療機関を受けられるということでしょうか。

議長(小林 洋君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 高橋 輝君登壇)

町民福祉課長(高橋 輝君) ただいまの質問にお答えいたします。

基本的にはそういう形になるんですけれども、全ての医療機関がこれに対応しているわけではありませんので、医療機関によりましては、今までどおり紙で提示する必要がある

ということだけのご承知おきいただければと思います。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

高橋久美子君。

10番（高橋久美子君） 先ほどのご答弁で、全ての医療機関ではできないということは、具体的には端末の機械がないとかそういったことでしょうか。

議長（小林 洋君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 高橋 輝君登壇）

町民福祉課長（高橋 輝君） ただいまの質問にお答えいたします。

現実的にはやっぱり医療機関にそのシステム、物理的な問題、端末がないとか、あと端末があっても向こうのデジタル庁のほうと連携しないという医療機関もあるようでございます。ですので、その辺につきましては、医療機関の事情によって差があるということをご承知いただければと思います。

議長（小林 洋君） ほかに。

6 番星野君。

6 番（星野宗央君） マイナンバーカードをお持ちの方には便利になるという話なのかなというふうに思っているんですけども、私マイナンバーカードをつくっておりませんで、このマイナンバーカードをつくっていない人がこれによって不利益というか、何かデメリットがあるのかお聞かせいただけますか。

議長（小林 洋君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 高橋 輝君登壇）

町民福祉課長（高橋 輝君） ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードをつくっていない方が今回のこの福祉医療の今回の制度改正によってデメリットがあるかというご質問でよろしいでしょうか。

特に、その辺の差はないものというふうに認識しております。

議長（小林 洋君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第19号 みなかみ町出産及び誕生日祝金支給条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第20、議案第19号、みなかみ町出産及び誕生日祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第19号についてご説明を申し上げます。

現行出産祝い金を第1子及び第2子に2万円、第3子に10万円を支給しておりますが、これを第1子以降全て10万円支給することに変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について質疑はありませんか。

阿部清君。

8 番（阿部 清君） 19号についてお伺いします。

第1子以降10万円になるということで、大変いいことだと思うんですけども、この議案書の新旧対照表の第7条、祝金の支給を受けようとする支給対象者は、第5条に定める申請をするまでの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは受給の資格を失うとなっておりますが、5条が明記されていませんので、5条の条文をお伺いします。

議長（小林 洋君） 暫時休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

---

（午前11時02分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えします。

失礼しました。第5条は町長に申請をするということになっておりますので、内容的には、申請をしなかったものというような扱いになるかと思えます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

阿部清君。

8 番（阿部 清君） 町長に申請するという回答なんですけれども、我々もこれ、調べれば分かることなんですけれども、以前もこういったことで質問した経緯があるんですけれども、ここにただ改正案だけ載せればいいという問題じゃなくて、やはりこういう説明の中に出てくるわけですから、そういったものの丁寧な説明が必要だと思うんですよ。以前、町長もこちら側にいたと思うんですけれども、審議した経験があると思うんですけれども、この辺、町長どう思っているか。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 条例の改正ということで、もう少し丁寧な説明をということで、今後、そういう指摘を受けないように心がけたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 祝金なんですけれども、これは町の事業ということで、財源は町でよろしいんでしょうか。

議 長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えします。

そのとおりでございます。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

鈴木君。

7 番（鈴木美香君） こちらの第7条のほうに、支給対象者と書いてあるんですが、それは主にどのような方を指しているのか、お伺いします。

議 長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えします。

第7条は、児童が死亡した場合、あとは住民記録台帳になくなった場合、いわゆる転出です。あとは町長が認めなかったというような場合になります。

以上です。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

鈴木君。

7 番（鈴木美香君） すみません、私が質問をちょっと間違っていたかもしれないんですが、この祝金の支給対象者というか、受け取る方はどのような方を指しているのかお伺いします。

議 長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えさせていただきます。

みなかみ町に住所を置いてある方で出産をされた方ということになります。

以上です。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

牧田君。

- 4 番（牧田直己君） 出産祝い金を2万円から上げていくというのは、大変うれしいと思う一方で、その狙いというのを町長の口のほうからお聞かせいただければと思います。

議長（小林 洋君） 町長。

- 町長（阿部賢一君） 子育て支援の経済的負担の軽減が当然ですけれども、やはり若いお母さん方から、初めのお子さん、第1子はいろいろ用意するのにやはりお金がかかるというお話を往々に耳にしました。第1子が今まで2万円だったと思うんですけれども、そこで第1子目が一番いろいろな、赤ちゃん用のいろいろなものをそろえるのに一番お金がかかるんですよというお話を聞いて、自分自身も思い浮かべると、やはり最初の子供のときにそろえるのにお金がかかったなという思いがある中で、今回このような、一律それなら10万円にしましょうということで、判断させていただきました。

議長（小林 洋君） ほかに。

鈴木君。

- 7 番（鈴木美香君） すみません、先ほどご答弁いただいた中で、受け取る者として出産をされた方というふうにお答えいただきました。出産された方というと母親ということになるかと思いますが、万が一、出産に関して命を落とされたとか申請できなかった場合の対応というのは、どのようになっているのでしょうか。代理で申請ができるのか、また申請までの期間に、期間がどのくらいあるのか、また、その間に代理の方が先に申請ができるのか、ちょっと不正があつてからでは遅いと思いますので、その辺の対応をお伺いします。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えします。

申請に関しましては代理の方でも結構でございますし、申請期間につきましても、特にこちらでこの期間というのは設けておりませんので、町長が認めるということであれば、問題ないかと思えます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町出産及び誕生日祝金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町出産及び誕生日祝金支給条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第20号 みなかみ町立児童館条例を廃止する条例について

議長(小林 洋君) 日程第21、議案第20号、みなかみ町立児童館条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

議長(小林 洋君) 町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第20号についてご説明を申し上げます。

令和8年3月31日をもって水上児童館が閉館することに伴い、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について質疑はありませんか。

星野君。

6番(星野宗央君) 町の児童館条例を廃止する条例についてなんですけれども、この条例を廃止するに当たって、児童館を利用する方がいなくなったのか、それとも利用したい人がいなくなったのか、お聞かせいただけますか。

議長(小林 洋君) 子育て健康課長。

(子育て健康課長 泉 経征君登壇)

子育て健康課長(泉 経征君) お答えいたします。

児童館のほうを廃止いたしまして、現学童クラブがわかくりキッズのほうでやっておりますので、そちらのほうに移行していただくということでございます。児童館の後に関しましては、子供の居場所事業として、今後引き継がれていく予定であります。

以上です。

議長(小林 洋君) ほかに。

星野君。

6番(星野宗央君) そうなると、今後、この児童館を使うという子がいなくなるという解釈ということなんです。児童館の、私、学童に子供を行かせていますけれども、ただじゃないですよ。児童館はそれほどお金は取らなかったと思うんですけども、やっぱりそういう最終的な居場所の確保というのは重要だと思うんですけども、その辺はちゃんと確保できるようになるのでしょうか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

児童館におきましては無料ということになっておりまして、各地区、月夜野地区、新治地区には学童クラブがございまして、児童館はございません。公平性を期するということもあるんですが、水上にはわかくりキッズという学童クラブがございまして、そちらのほうは有料でやっておりますので、そういう民業圧迫というようなことも考えられますので、今回、児童館は廃止して、わかくりキッズのほうに移行していただくというような考えでおります。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 議案第20号、みなかみ町児童館条例を廃止する条例について、反対の立場から討論を行います。

当局は、児童館の代替機能は学童保育で担うと説明しております。しかし、私はその説明は成り立たないと考えております。

第1に、児童館は無料です。先ほどもおっしゃられました。誰でも自由に利用できる開かれた公共空間です。一方、学童保育は有料であり、保護者の就労など一定の要件を満たした家庭のみが対象です。登録制であり、定員もあります。つまり、学童は必要と認められた児童のための制度であって、全ての子供に開かれた場ではありません。制度の性格が根本的に違うのではないのでしょうか。

第2に、学童は生活の場であり、放課後児童健全育成事業としての枠組みの中で運営をされております。そこに児童館が果たしてきた自由利用型の機能をそのまま求めることは、現場にも過度な負担をかけることとなります。

第3に、物価高騰が続き、子育て世帯の負担が重い中で、有料サービスを代替とすることは実質的に利用のハードルを上げることとなります。経済的に厳しい家庭ほど無料の居場所が必要なのではないのでしょうか。条例を廃止するということは、町として無料で誰でも使える子供の居場所という理念を手放すことにつながります。それは、子育て支援の後退であり、子供の格差を拡大しかねません。

利用実績についても十分な検証や検討が示されたとは思えない中で、制度そのものを廃止する判断は拙速と言わざるを得ません。少子化だからこそ、一人一人の子供にとって安心できる場を守るべきです。なくしてから後悔しても制度は簡単には戻りません。

以上の利用から本条例案に反対することを表明し、討論いたします。

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町立児童館条例を廃止する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第20号、みなかみ町立児童館条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第21号 みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第22、議案第21号、みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第21号についてご説明申し上げます。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業が令和8年4月1日から開始されることに伴い、本条例の事業に乳児等通園支援事業を追加する改正を行うものです。

利用料については、国通知に記載の標準金額と同額の1時間当たり300円と規定し、一時預かりの3歳未満児の4時間未満給食なしの保育料について、実際の利用状況を考慮し、1時間当たりの金額として400円に改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について質疑はありませんか。

星野君。

6番（星野宗央君） 誰でも通園制度って、私、聞こえは非常にいいなと、ありがたいなと思ったんですけども、これ、月の時間が10時間と決まっていますけれども、この10時間というのがちょっと私は何かこれで大丈夫なのかなと思うんですけども、その辺はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えします。

利用時間でよろしいですか。利用時間が1月10時間になっておりまして、これは、国のほうでまず基準を定めておりまして、この辺は町の裁量で時間のほうは変えられるんですが、まだいかにせん始まっていないので、どういうものかという判断ができませんので、取りあえず国の基準に基づいて設定させていただいて、必要に応じて今後変えていくというようなことにしたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

- 6 番（星野宗央君） その国の基準というのは分かっているんですけども、普通、保育に預けるときに、うちの子なんかもそうだったんですけども、2週間ぐらい慣らし保育で、午前中預けたりというのがもともとあるわけですよ。それなのに、半年ぐらいの子供を預ける、慣らしもないとなると、ちょっと慣らし保育って子供のためでもあるんですけども、どちらかというと保育士さんの慣らしなんじゃないかなと私思っているんですけども、これ非常にハードルは低いんですけども、ちょっと保育士さんの負担が大きいんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺は、月10時間って長いのか短いのかちょっとよく分かりませんが、やっぱりもうちょっと慣らしも必要なんじゃないかと思えますけれども、その辺はどのように考えていますか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

いかにせん、まだちょっと始まっていない事業なもので、どのような状況になるかというものがちょっと把握できておりませんので、国のほうもちょっと戸惑っているというか、そういった部分があると思いますので、うちのほうも、考えると、1時間預けられても、子供は1時間ずっと泣いていて終わっちゃうんじゃないかとか、そういうことも考えられますので、その辺も考慮して、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

高橋市郎君。

- 13 番（高橋市郎君） いい制度で、国が決めたことを市町村が実施するに当たって、受入側との協議というのは、どの程度行われているのでしょうか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

国のほうからは、各市町村で必ず1つはやってくださいよというような指示が出ております。これは、あくまでも事業所というか、みなかみ町でいえばこども園なんですけど、こども園のほうからの申請ということになるんですけども、現在、町のほうからお願いしているところでは、にいはるこども園とつきよのこども園のほうはやっていただけるということで伺っております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） つきよのこども園とにいほるこども園という話ですけれども、にいほるこども園については町立ですからいいと思うんですけれども、いわゆるそういう子供を受け入れる側にとって、職員の対応というものも必要になるかと思うんですよね。慣れない子供を受け入れる。先ほど星野議員が言うように、泣いた子供がそのまま泣いて過ごすような状況が生まれるんじゃないかというような危惧をすることだと思うんですけれども、やはり慣れた保育士をそういう場に、その子供に対して充てなければならない、そういうときには、財政負担というものも、当然1,800円だか、1時間300円だか取っただけでは到底賄えない。町立はいいんですけれども、私立に対してのそういう財政支援というものはどのようにお考えでしょうか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

特に町のほうから特別というものはないんですが、国のほうから給付費として、この事業を行った場合に、金額のほうはたしか1,500円ぐらい来るような予定になっているかと思えます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

高橋市郎君。

13番（高橋市郎君） 3回目ですから慎重にですけれども、1,500円という単価が出た、それは1人当たりということだと思うんですけれども、例えば1人希望があっても、1人張りつけなければならないというようなことが生じる場合が、採算が取れない場合も出てくるということ、国はそういうことで、市町村に押しつけることでやるというのが通例いろんな場面においてあるわけです。しかし、実施するに当たっては、町はやってくれるところに対しての配慮というものは考えていかなければならないと思うんですけれども、その点はこれから考える、また受入側との協議ということでよろしいのでしょうか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

受入れ体制の形態というものもありますし、今後やっていただける事業者のほうと検討しながら、その辺も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

これより議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第22号 みなかみ町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第23、議案第22号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第22号についてご説明を申し上げます。

予防接種を受けた者の記録を管理しなければならないことから、予防接種事務のデジタル化に伴い、個人番号を利用する必要性があり、みなかみ町任意予防接種助成事業実施要綱を独自利用事務に加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第22号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

これより議案第22号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第23号 みなかみ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長(小林 洋君) 日程第24、議案第23号、みなかみ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第23号についてご説明を申し上げます。

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業こども誰でも通園制度が令和8年4月1日から行われます。みなかみ町が確認を行う特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については、内閣府令で定める基準に従い、条例で定めることになっておりますので、ここに条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第23号について質疑はありませんか。

高橋久美子君。

10番(高橋久美子君) 条例の文が載っている中で、2ページのところに、1時間当たりの利用定員を定めるものとするということで書かれているわけなんですけれども、この1時間当たりの利用定員というのは、どのような方向で、もう決まっているものなのでしょうか。

議長(小林 洋君) 子育て健康課長。

(子育て健康課長 泉 経征君登壇)

子育て健康課長(泉 経征君) お答えいたします。

利用定員につきましては、各事業所のほうの申請によるものになります。形態的には一般型と余裕型という2種類がございます、一般型のほうは、在園児と一緒に合同実施ということになるものと、別室に園児を別枠といいますか、専用の部屋を設けてやる2種類がございます。余裕型につきましては、現在の利用定員に満たない部分について受入れができるというようなことがありまして、これはあくまでも事業所の申請の方法によります。

ので、そういうことになろうかと思えます。

実際、今、利用定員なんですけど、つきよのほうはもう利用定員をオーバーしております。にいはるにつきましては、まだ利用定員のほうが28人ぐらい空きがございますので、一般型、余裕型どちらでも対応できるかなというふうに考えております。つきよにつきましては、ちょっと余裕型のほうがもう定員オーバーしておりますので、現時点ではできないというようなことになっておりますので、一般型のほうを選択するようなことになるとかなと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

高橋久美子君。

10番（高橋久美子君） そうしますと、先ほどの説明ですと、つきよのこども園に関しては一般型のみで受け付けるということで、でも、これも現実、こども園の運用の仕方によっては、ちょっと受けられないというケースも出てくるということも考えられるということでしょうか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

先ほどの人数というものが2月現在のものになりますので、新年度になりますと、またちょっと空きが出てくる可能性はあるので、あくまでもこれは事業所のほうの判断ということになりますので、こちらの申請をもって取扱いのほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

鈴木君。

7番（鈴木美香君） 別紙のほうの7ページに、苦情解決というものがあります。第28条特定乳児等通園支援事業者は、その下ですね、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。これは、事業者が苦情を受け付ける窓口をつくらなくてはならないと書いてあります。町としては、その辺のチェックというか、実際保護者が苦情をその園に対して言えるものなのかどうか、その辺の安心できる相談窓口というのをどのように町は考えているのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

これはあくまでも国の示している運営基準になりますので、今後やりいいような方向性とかも検討しながら、園と検討しながらやっていければいいかなと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

鈴木君。

7 番（鈴木美香君） この苦情というのは、命に関わるものもあり得ると思います。大事なチェック機能として、チェックとして、町としても対応をお願いしたいと思います。要望になります。

議長（小林 洋君） ほかに。

5 番茂木君。

5 番（茂木法志君） すみません、先ほどから受入側の人員のことで、ちょっと何点かほかの議員からも出ているんですけれども、明確に確認したいんですけれども、5ページのほうで、勤務体制の確保等に関して、事業者は職員の勤務体制を定めておかなければならないという明記がされていて、その人数に対しての割合というところの明確な定めがない、記載がないんですけれども、そのあたり教えていただきたいのと、あと、この児童を受け入れた場合に対して、認定こども園の保育士の配置基準、こちらと影響が出てくるのか、そのあたりのお聞かせをお願いします。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

こちらの人員の配置基準なんですけど、一時預かりと同じ基準となっておりますので、現行、みなかみ町が5人に1人、そちらと同じような人員配置になるかと思えます。すみません、あともう一点のほうは。

議長（小林 洋君） 茂木君。

5 番（茂木法志君） 認定こども園の保育士の基準が、ゼロ歳児であれば3人に対して1人とかというところの基準があると思うんですけれども、その際、受け入れた際に、この一時預かりの事業とは別で、その人員基準を適用になるのか、それがゼロ歳の子を受け入れることによって1人増やさなければいけないのかというところがちょっと聞けたらと。

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

一時預かりと同じ基準になります。ですから、3対1ですね。そういう基準になります。以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

これより議案第23号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第24号 みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第24、議案第23号、みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第24号についてご説明を申し上げます。

農村環境改善センターは、農業及び農村の発展、農業経営及び農家生活の改善、農業者の健康の増進など、多目的な機能を有する総合施設として設置しておりますが、現在、新治農村環境改善センターについては、設備の老朽化等により不具合が多く発生し、当初の目的の施設利用もほぼない状態となっております。このようなことから、農村環境改善センターとしての利用を廃止し、他用途への変更を行うため、みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正するものです。なお、農村環境改善センターとしての機能は廃止いたしますが、施設は同じく農村の林業振興に関わる木育施設への転用を行い、活用を図りたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

これより議案第24号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、みなかみ町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第25号 みなかみ町多目的集会施設条例を廃止する条例について

議 長（小林 洋君） 日程第26、議案第25号、みなかみ町多目的集会施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 議案第25号についてご説明を申し上げます。

みなかみ町多目的集会施設については、地域住民の交流、農林業の振興等を図るため設置しておりましたが、現在、当初目的の利用はなく、施設は休止となっております。今後、当施設については売却を行う予定であり、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第25号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

これより議案第25号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、みなかみ町多目的集会施設条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、みなかみ町多目的集会施設条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第26号 みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第27、議案第26号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第26号についてご説明を申し上げます。

この条例改正案は、農村交流公園遊神館の使用料を改正しようとするものです。町営温泉施設は、近年、燃料費や人件費の高騰、人手不足の要因のほか施設の老朽化が進み、修繕費もかさんでいます。施設運営の赤字改善のため使用料の改定を行い、適正な料金設定に改正したいと考えております。

主な改正案としては、町民に関しては据置きといたします。町民以外の一般に関しては、回数券以外にも全体的に値上げを行うものとなります。本施設は、光熱費がかさむため指定管理料が高額になっております。使用料の値上げにより増収になった場合には、指定管理料の値下げも可能になると考えております。利用者には値上げの理解を得られるようサービスの質を維持向上させ、持続可能な温泉施設運営に取り組んでいきたいと考えております。

以上よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第26号について質疑はありませんか。

鈴木君。

7番（鈴木美香君） こちらの条例の一部を改正するという事で、町民と一般の入館券というのが金額が変わってきます。受付のときに、窓口のときに町民と一般の方のチェックというか区別というのはどのような形でやっていくのでしょうか。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまの鈴木美香議員のご質問にお答えいたします。

そちらにつきましては、指定管理者のほうと打合せをしております、まだはっきり決まっていないところでございます。指定管理者さんが主に担当しますので、そちらのほうを煮詰めているという状況というふうに伺っております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

鈴木君。

7番（鈴木美香君） 一般の方と町民の方の区別のしやすい方法としては、みなかみハートの青いカードですね。町民に配られております。そちらのほうをご提示していただくとか、町民以外には配られていないはずですから、そういう形で提示をしていただくということを町民の人に周知していただけたらと思います。

全体的に町内の温泉施設に関して町民割があるというのを知らない方が結構おまして、私も結構一般のほうで入浴をしておりました。町民割があるんだよということを申し上げると、え、知らなかったということをよく聞きますので、そういう形で町民と一般の観光客とかそういう方との差がある、みなかみ町では温泉を町民の方に利用してもらいたいんだという姿勢を示していただけるような方法を考えていただけたらと思います。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまのお話でございます。そのようにご提案いただいたということとを申し伝えて、検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 利用料の値上げで、確かに指定管理料が大分かかっているということがもちろんあるのかもしれませんが、この200円、120円、120円、回数券120円ですね。これの根拠をぜひお聞かせいただければと思います。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） すみません、ちょっと資料を今探させていただきます。申し訳ありません。お待たせしました。すみません。

いろいろに検討させていただいたところではあるんですが、最終的にといいますか、何%ずつを適合していったらいいかというシミュレーションをしまして、その結果と指定管理者さんとの打合せもさせていただきながら、結果的に、136%、現行の町外の大人の方でいいますと約1.4倍ということと、過程じゃなくて結果でよろしいでしょうか。シミュレーションの結果、トータル的に昨年と比べて約300万円ぐらい増額になるという見込みをしまして、それが妥当であるというふうな結論を導きました。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

星野君。

6 番（星野宗央君） このもらった資料に300万円が見込めるというふうに書かれていたので、そうなんだろうなとは思ったんですけども、そのシミュレーションに関しては、例えば値上げしてお客さんが減る場合もあるわけですね。それも一応考慮されての設定、この300万円、減っても300万円確保できるという設定なのか。指定管理の年度の減額もあるでしょうから、一応そこは想定していると思うんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまのご質問でございます。

そのあたりも総体的に加味させていただきまして、出た結論となります。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

星野君。

- 6 番（星野宗央君） 3回目なんですけれども、この利用料とは別に、遊神館では入館料に関しては無料となっているんですけれども、入館料は何か特に何もされなかったということの理由があれば、ぜひお聞かせいただければと思います。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） 申し訳ありません、具体的に、ちょっとこちらが伺って失礼なんですけれども、入館料無料というのはどの部分を指して言っているところでしょうか。

議長（小林 洋君） 暫時休憩します。

（午前11時52分 休憩）

---

（午前11時52分 再開）

議長（小林 洋君） 再開いたします。

---

観光商工課長（本間 泉君） 失礼いたしました。

それは、恐らく食事をなさる方ですね。入浴をされずに食事利用も可能ということで、やっつけていることになると思います。

以上です。

（「理由について」の声あり）

観光商工課長（本間 泉君） その部分につきましては、詳細な検討はしてございませんでした。なので、特に理由はなく、食事だけで入るところにつきましては、条例の中にはないところになっております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

茂木君。

- 5 番（茂木法志君） こちらの条例なんですけれども、施行を令和8年7月1日から施行するというふうに記載があるんですけれども、先ほどから、シミュレーションをして年間300万円ほど上昇する、いわゆるそれが指定管理料が減額になってくる財源にもなってくるかと思うんですけれども、この7月1日というのはちょっと結構先かなと思うんですけれども、そのあたりの、なぜ7月1日なのかというところの理由を教えてください。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

周知期間ですね。この3月にお認めいただいてから、4、5、6と3か月間をいただかなければ、外部の方ですとかそういったところの周知ができないのと、それから、レジス

ターですとかそういったシステムの改修なども期間がかかりますので、最低3か月は必要だというふうに伺っております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

これより議案第26号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、みなかみ町農村交流公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議案第27号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第28、議案第27号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第27号についてご説明を申し上げます。

今回の改正も、昨年度に続き、借換に係る特例制度の継続に伴う措置であります。群馬県では、中小企業者への支援策並びに小口資金に係る返済負担の軽減策として、平成15年度以降融資を受けている事業者が要件を満たす場合、平成21年12月から借換要件緩和の特例措置を行っています。群馬県から、令和8年度も引き続き実施する旨の通知がありましたので、みなかみ町も連携して運用するため、改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

これより議案第27号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

議長(小林 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 発言の訂正

議長(小林 洋君) 子育て健康課長より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

子育て健康課長。

(子育て健康課長 泉 経征君登壇)

子育て健康課長(泉 経征君) 先ほど、鈴木美香議員の質問で、対象者は出産をした者と答えましたが、第3条に、対象児童を養育しているものとありました。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

---

#### 日程第29 議案第28号 みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第29、議案第28号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第28号についてご説明を申し上げます。

この条例改正案は、町営温泉センター「三峰の湯」の使用料を改正しようとするものであります。三峰の湯においては、他の温泉施設と比較して使用料が安価である上、先ほどご説明申し上げた農村交流公園遊神館の理由と同様に、施設の運営の赤字改善を要するため、使用料の改定を行い、適正な料金設定に改正したいと考えております。

三峰の湯は、町民の利用が約5割強です。また、町内のほかの施設と比較しても相当な安い設定であるため、一般と町民の方両方の値上げを考えております。

例えば、大人1回の利用が町民の方が50円の値上げ、一般の方は200円の値上げとなっています。今後も、利用者の理解を得られるようサービスの維持向上を図り、持続可能な施設運営を図っていききたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第28号について質疑はありませんか。

星野君。

6 番(星野宗央君) 三峰の湯の利用料の値上げということなんですけれども、先ほど町長おっしゃられました、サービスの向上とおっしゃったんですけれども、この値上げで、利用する方がこれで値段が上がったんだというのが分かるような、そういうサービスがよくなるということがあるんでしょうか。お聞かせいただければと思います。

議 長(小林 洋君) 観光商工課長。

(観光商工課長 本間 泉君登壇)

観光商工課長(本間 泉君) ただいまのご質問にお答えいたします。

施設面とそれからサービス、接客の面でのサービスの向上というものも考えられると思いまして、そのことによって、職員も身を引き締めてまたやり直すということと、あと、シャワーを少し増設したりとかというところを今考えております。

以上です。

議 長(小林 洋君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

これより議案第28号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

星野君。

(6番 星野宗央君登壇)

6 番(星野宗央君) 議案第28号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、入館料を大幅に引き上げるものとなっています。一般大人料金は350

円から550円へ実に200円、約6割もの値上げです。回数券も3,500円から5,000円と大きく引き上げられます。物価高騰が続き、年金生活者や子育て世帯が厳しい状況にある中で、これほど急激な負担増を求めることは、住民福祉の観点から妥当とは言えません。

三峰の湯は観光施設ではなく、地域住民とりわけ高齢者の健康維持や交流の場として重要な役割を担ってきた公共施設です。日常的に利用している町民にとっては、回数券の値上げは生活への直接的な打撃となります。また、これまでの議論において、光熱水費の削減努力は十分だったのか、指定管理料の妥当性は検証されたのか、利用者減少による悪循環の試算は行われたのかといった点について、十分説明があったとは言えません。料金を上げれば利用者が減り、結果として収入が伸びない可能性もあります。

まず行うべきは経営改善の徹底であり、住民への転嫁ではありません。公共施設は単なる採算施設ではなく、福祉政策の一環として位置づけるべきものです。財政が厳しいのであれば、優先順位の見直しこそ先に行うべきであり、生活に密着した施設から値上げする姿勢には賛同できません。よって、本条例改正には反対をいたします。

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第28号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第30 議案第29号 みなかみ町地場産業振興基金条例を廃止する条例について

議長（小林 洋君） 日程第30、議案第29号、みなかみ町地場産業振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第29号についてご説明を申し上げます。

本条例は、平成23年に地域産業の育成や振興を目的に設置されましたが、近年は産業構造の変化や支援制度の多様化により、基金を活用した実績がない状況であります。今後はほかの補助制度や事業予算により対応可能であることから、基金の目的はおおむね達成されたと判断し、令和8年3月31日をもって条例の廃止を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

これより議案第29号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、みなかみ町地場産業振興基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、みなかみ町地場産業振興基金条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第31 議案第30号 みなかみ町国際化政策基金条例を廃止する条例について

議長（小林 洋君） 日程第31、議案第30号、みなかみ町国際化政策基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第30号についてご説明を申し上げます。

みなかみ町の国際化及び国際的視野を持つ人材育成に要する経費の特定財源として事業の推進を図ってまいりましたが、基金残高が減少し、今後の積立て見込みもない状況であることから、令和8年3月31日をもって条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

これより議案第30号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、みなかみ町国際化政策基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、みなかみ町国際化政策基金条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第32 議案第31号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第32、議案第31号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第31号についてご説明を申し上げます。

現在、みなかみ町教育委員会教育長職務代理者の報酬につきましては、教育委員と同額となっております。教育長職務代理者は、教育長に事故があるときに職務の代行を行うことになるため、教育行政における責任と指揮監督の重責を担うこととなります。また、他の委員に比べて役割が多く、委員の代表として対外的な会議等への出席をする機会もあります。そのため、職務に応じた水準に報酬の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第31号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

これより議案第31号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第32号 みなかみ町学校教職員住宅管理条例を廃止する条例について

議長（小林 洋君） 日程第33、議案第32号、みなかみ町学校教職員住宅管理条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第32号についてご説明を申し上げます。

藤原地区の教職員住宅は、平成元年に建設をされました。藤原中学校の閉校に伴い教職員数は減り、令和5年度には利用者がいない状態となり、築年数の経過に伴い施設の劣化が著しく、維持管理が困難となっていました。入居者を受け入れる予定がなく、老朽化が激しいことから、令和7年10月に教職員住宅を解体いたしましたので、当該教職員住宅を規定する条例の廃止をするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第32号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

これより議案第32号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。

議案第32号、みなかみ町学校教職員住宅管理条例を廃止する条例についてを採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、みなかみ町学校教職員住宅管理条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34 議案第33号 みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第34、議案第33号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第33号についてご説明を申し上げます。

令和7年12月、にいほるこども園の調理室の改修工事が完了し、令和8年1月より自園による給食の提供が開始されました。そのため、学校給食センター条例の学校給食の対象から同園を対象外とするため改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

これより議案第33号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第34号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）

議長（小林 洋君） 日程第35、議案第34号、指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第34号についてご説明を申し上げます。

今回上程いたしますのは、みなかみ町月夜野学童クラブの指定管理者を新たに指定するものであります。指定管理者の選定に当たりましては、公募により募集を行ったところ、一般社団法人あかるいみらい1者からの応募がありました。令和8年2月3日に、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において審議をいただいたところであります。

なお、本施設の指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

一般社団法人あかるいみらいは、代表者がみなかみ町第2学童クラブの立ち上げに関わったほか、高崎市において民間学童と学習塾を一体化したキッズスペースを運営するなどの実績があります。つきましては、候補者である一般社団法人あかるいみらいを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第34号について質疑はありませんか。

鈴木君。

7番（鈴木美香君） 今回の指定管理料を教えてください。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

こちらの指定管理料なんですが、国の基準のほうにのっとりまして、合計で1,753万8,000円になります。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

鈴木君。

7番（鈴木美香君） 今回、対象がみなかみ町月夜野学童クラブということですが、来年度開校する月夜野小学校の開校に伴い、現在、みなかみ町月夜野第2学童まっちと月夜野わんぱく

クラブに通う小学生を主に受け入れる新たな学童施設の設置ということによろしいでしょうか。ということであれば、予定される利用者人数と、応募の際に記載が必要だったと思うんですが、サポータースタッフ等の予定人数を教えてください。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

見込みの利用児童数に関しましては、第1学童、第2学童ともに40人ずつなので、それが合わさるということで80人を予定しております。あと、サポーター制度なんですけど、こちらのほうも、随時研修等に参加いたしまして、サポーターというものを育成していくようなことになるかと思えます。

以上です。

議長（小林 洋君） サポーターの人数。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） すみません、サポーターの人数、その辺がこれから今、立ち上げの準備をしている段階でありますので、人数を80名に対しての人数ということで、現在募集をかけているところがございますので、基準というのは、支援員が40人までは2人以上、40人から65人が3人以上なので、3人以上ということになります。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

鈴木君。

7番（鈴木美香君） 先ほど、基準の人数というのを子育て健康課からお話をされていましたが、国の基準に当てはめると、1クラス40人以下で1クラスとし、1クラス2名以上の配置ということで、そのうちの1人は放課後児童支援員でなければなりません。最低4名以上のスタッフがいる中で、2人以上の有資格者が確保できなければ、通常時間帯に必ずその人数が確保されなければ、80名は見られないということになります。

現状、小学校と比べて1人のスタッフが多い人数を担当しなければならないという状況が続きます。アルバイトやパートなど専門知識や実績がない方が多く子供たちの面倒を見るということで、トラブルとかの発生時や指定管理者に対する問題があった場合の町の管理体制や対応は、指定管理者との契約の中で、採択した今回の指定について契約の中でどのようなになっているのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

契約の中では、こうする、ああするというのは示していないんですが、常に毎月1回話し合いのほうを行いまして、問題点ですとかを洗い出して検討していくような会を設けております。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

河合君。

- 1 番（河合史将君） 先ほど、指定管理料について一千お幾ら万円とおっしゃっていたんですけども、予算書を見ますと、月夜野学童クラブの指定管理料で2,874万円となっております。この差というのは何かあるのでしょうか。

議長（小林 洋君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 泉 経征君登壇）

子育て健康課長（泉 経征君） お答えいたします。

そちらのほうに町の施設管理費というものが284万円、光熱費ですとか清掃員の給与費というものが加わっておると思います。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

これより議案第34号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第36 議案第35号 辺地に係る総合整備計画について

議長（小林 洋君） 日程第36、議案第35号、辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第35号についてご説明を申し上げます。

辺地に係る総合整備計画について、今回計画いたしましたのは、栗沢辺地であります。合併特例事業債が令和7年度で終了いたしますので、交付税措置の優遇されている辺地対

策事業債を活用するために策定するものであります。

計画期間につきましては、令和8年度から令和17年度の10年間です。総事業費は12億4,400万円で、財源内訳は国・県補助金等特定財源が5億4,500万円、一般財源が6億9,900万円となっております。なお、一般財源のうち5億6,400万円につきましては辺地対策事業債の起債で対応いたします。

主な整備内容といたしましては、町道藤原栗沢線の道路改修、法面改修、融雪施設の各工事及び除雪車の購入、小水道施設整備工事であります。

以上の整備計画を辺地対策事業債で対応いたしたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の第1項の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。なお、今後も辺地に係る総合整備計画につきましては、辺地該当地区の公共的施設整備の必要性や辺地要件を勘案し、必要と判断された場合は、新たな計画策定を行いたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第35号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

これより議案第35号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、辺地に係る総合整備計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、辺地に係る総合整備計画については原案のとおり可決されました。

#### 日程第37 議案第36号 みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定について

議長（小林 洋君） 日程第37、議案第36号、みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第36号についてご説明を申し上げます。

みなかみ町過疎地域持続的発展計画は、過疎対策事業債等の財政措置を受けるため、平成22年4月施行の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律により本町が過疎地域に指定されて以来、5年ごとに計画を見直してきました。

直近の令和3年4月1日に、10年間の時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本町は、同法第2条による過疎地域の要件を引き続き満たすことから、同法第8条の規定に基づき、令和3年度からの5か年計画を策定しましたが、令和7年度末で計画期間満了となるため、令和8年度から令和12年度の5か年計画を新たに策定するものです。

今般の計画策定に当たり、群馬県が定める持続的発展方針との整合を図る必要があり、先般、群馬県との協議が調いましたので、本議会へ提案するものであります。計画中には、人口に関する目標など地域の持続的発展のための基本目標の設定や減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の適用を受けるための産業振興促進事項の記載など、全12区分の施策が記載されています。

また、みなかみユネスコエコパークの理念と第2次総合計画、第3期まち・ひと・しごと総合戦略及びSDGs未来都市計画との整合を図りつつ、人材の確保及び育成、地域の特性や優位性を生かした産業の振興、雇用の場の創出、生活環境の整備、住民福祉の向上など、誰もが安心して暮らせる環境を整え、本町の美しい豊かな自然を守り生かし広める取組を推進することで、持続可能な地域づくりの実現に向けて、過疎対策事業債が最大限に活用できるよう計画しております。

本計画を議決いただきました後は、国・県の財政支援を受けつつ、過疎対策事業債の計画的活用を進めてまいりますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

これより議案第36号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、みなかみ町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。

---

日程第38 議案第37号 字の区域の変更について

議長（小林 洋君） 日程第38、議案第37号、字の区域の変更についてを議題といたします。  
町長より提案理由の説明を求めます。  
町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第37号についてご説明を申し上げます。

みなかみ町相俣地先に所在する農林水産省所管の国有林内において、群馬県が実施した葦ノ沢砂防事業により砂防施設が完成したことに伴い、当該砂防施設の用地を砂防施設を所管する国土交通省に所有権を移転するため、登記に必要となる字を設定するものであります。当該国有林の一部を相俣に編入し、字を設定することについては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただくことが必要でございます。なお、この件に関し、相俣区長からの承諾は得ている旨申し添えます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
議案第37号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。  
これより議案第37号について討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。  
議案第37号、字の区域の変更についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第37号、字の区域の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第39 議案第38号 町道路線廃止について

議案第39号 町道路線認定について

議長（小林 洋君） 日程第39、議案第38号、町道路線廃止について及び議案第39号、町道路線認定についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第38号及び第39号について、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

町の道路計画により認定されている町道の111路線を廃止し、新たに4路線を認定するものであります。

議案第38号については、整備計画のない幅員1.8メートル未満である町道廃止が108路線、道路改良等に伴う組替えが3路線、計111路線、総延長1万3,774メートルを廃止するものであります。

議案第39号については、廃止路線に伴う組替えが2路線、群馬県移管が2路線、計4路線、総延長974メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第38号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号について質疑はありませんか。

阿部清君。

8番（阿部 清君） 議案第39号について伺いますが、路線の認定ということで、新たに先ほど2路線という話ですけれども、整理番号のM09-023の鹿野沢23号線、この図面を見ますと、JR水上駅の正面になります。現在、路線バスやタクシー、送迎車、観光客などが駐車場所として利用していますが、道路として認識できていないような場所ですが、今回、こういった目的でこの場所を町道に認定するのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

理由といたしまして、水上駅前で消雪施設の工事をする関係で、国の交付金を投入するために町道認定していたほうがよいということの関係で、今回認定をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかに。

阿部清君。

8番（阿部 清君） 消雪の工事をするために認定することなんですけれども、この土地は

もともとどこの土地なのか、一旦町有地としてこの土地を、持っていれば別なんですけれども、新たに買うのか、その辺どうなっているのか。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

権原というので、町道にさせていただくという権利を取得するだけであって、土地の移転等はないものとなります。

以上でございます。

ちょっと所有者について調べさせていただきますので、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。

議長（小林 洋君） 暫時休憩します。

（午後 1時42分 休憩）

---

（午後 1時43分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

主にはJR東日本の土地でありました。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

河合君。

1 番（河合史将君） 関連で。

この相俣193号線と194号線なんですけれども、これを町道にする理由というのを教えてください。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

群馬県が、新設の道路を造った際の旧道につきまして、基本的に県の考えといたしますと、旧道のほうは市町村のほうに受け取っていただきたいという基本的な考えがございます。ただ、今回の場所につきまして、水道管が通るということも考慮しまして旧道のほうを受け取るという考えでございます。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

---

議長（小林 洋君） これより、議案第38号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、町道路線廃止については原案のとおり可決されました。

---

議長（小林 洋君） これより議案第39号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

---

日程第40 議案第40号 令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について

議案第41号 令和7年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第42号 令和7年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 令和7年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和7年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第45号 令和7年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（小林 洋君） 日程第40、議案第40号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第45号、令和7年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第40号から第45号まで、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第40号についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,735万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億2,925万6,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、人事院勧告による給与改正に伴う職員議員人件費であります。人件費以外の歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費が減債基金管理事業3,145万3,000円、ふるさと納税推進事業1億3,141万7,000円、ふるさと応援基金管理事業3億円がそれぞれ増額となります。

3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍管理事業184万8,000円及びコンビニ交付事業107万8,000円が増額となります。

3款民生費、1項社会福祉費が、多機関共同事業137万7,000円、国民年金事業35万円、介護基盤等整備事業費補助事業232万3,000円がそれぞれ増額となります。

7款商工費、2項観光費は、猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業79万円の増額です。

10款教育費、7項学校給食費は、月夜野給食センター管理運営事業648万円の増額であります。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、地方交付税4,102万3,000円の増額は、普通交付税です。

国庫支出金180万円の増額は、社会保障税番号制度システム整備費補助金です。

県支出金232万3,000円の増額は、介護基盤等整備事業費補助金です。

寄附金3億円の増額は、ふるさと寄附金です。

繰入金増額の内訳は、合併振興基金1億7,570万円、猿ヶ京温泉給湯施設基金繰入金79万円、ふるさと応援基金繰入金1億3,141万7,000円です。

町債の減額につきましては、合併特例事業債1億7,570万円であります。

次に、令和7年度から8年度への繰越明許費につきましては、第2表のとおりであります。関係機関、地元等との調整に不測の日数を要したことなど、年度内に事業の完了が見込めないため、総額で13億8,690万8,000円の繰越明許をお願いするものであります。

次に、地方債の補正は、第3表のとおりです。給食センター統合整備事業の財源振替等に伴う補正となっております。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第41号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,115万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,115万9,000円とするものです。

歳出補正につきましては、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、保険給付費等交付金償還金事業1,115万9,000円の増額であります。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、繰越金48万4,000円の増額は、その他繰越金です。

諸収入1,067万5,000円の増額は、保険給付費等返還金です。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第42号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,750万円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金が、後期高齢者医療広域連合負担金事業650万円の増額です。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、後期高齢者医療保険料の増額は、後期高齢者医療特別徴収保険料494万円及び現年度分普通徴収保険料156万円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の補正内容であります。

次に、議案第43号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,976万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,776万円とするものであります。

歳出補正の内容ですが、1款総務費、1項総務管理費が、被保険者情報管理事業46万2,000円の増額です。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、償還金事業1,929万8,000円の増額です。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、国庫支出金23万1,000円の増額は、システム改修事業補助金です。繰越金1,952万9,000円の増額は繰越金です。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第44号についてご説明申し上げます。

1款水道事業収益的支出に1,110万円を増額し、総額3億9,510万円とするものです。

内容は、修繕費及び過年度損益修正損であります。

歳入補正予算につきましては、営業収益1,110万円を増額し、総額3億9,710万円にするものであります。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

次に、議案第45号についてご説明を申し上げます。

1款公共下水道事業収益的支出で76万円、2款特環下水道事業収益的支出で58万円をそれぞれ増額し、総額で7億5,534万円にするものです。

内容は、職員給与費であります。

以上が下水道事業会計の補正内容であります。

議案第40号から議案第45号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決承りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**議長（小林 洋君）** 提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第40号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから。議案第45号、令和7年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上6件の質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第45号、令和7年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上6件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定しました。

- 日程第41 議案第46号 令和8年度みなかみ町一般会計予算について  
 議案第47号 令和8年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について  
 議案第48号 令和8年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について  
 議案第49号 令和8年度みなかみ町介護保険特別会計予算について  
 議案第50号 令和8年度みなかみ町水道事業会計予算について  
 議案第51号 令和8年度みなかみ町下水道事業会計予算について

議長（小林 洋君） 日程第41、議案第46号、令和8年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第51号、令和8年度みなかみ町下水道事業会計予算についてまでの以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第46号から第51号まで一括してご説明を申し上げます。

議案第46号から順次説明させていただきます。

歳入最初予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,000万円と決めました。前年度対比1.9%の減であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1款議会費1億2,365万1,000円は、議員報酬等です。

2款総務費36億1,996万9,000円は、総務管理費が32億3,084万7,000円で、主なものは職員人件費等の一般管理費11億5,017万1,000円、企画費3億7,400万8,000円及び地域振興費11億5,673万6,000円です。

3款民生費29億5,163万5,000円は、社会福祉費が18億8,637万1,000円で、主なものは障害者福祉費4億9,759万6,000円及び介護保険費5億1,670万5,000円です。また、児童福祉費は10億6,526万3,000円で、主なものは児童措置費2億5,722万5,000円及び保育等施設費5億6,366万3,000円です。

4款衛生費12億4,105万3,000円は、保健衛生費が5億7,110万4,000円で、主なものは予防費1億7,340万7,000円及び国民健康保険費1億5,123万円です。また、清掃費は6億2,069万8,000円で、主なものは奥利根アメニティパーク管理費4億3,276万円です。

5款労働費1,610万1,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金です。

6款農林水産業費5億7,629万9,000円は、農業費が4億3,323万1,000円で、主なものは農業振興費1億1,810万円及び農地費1億3,035万5,000円です。また、林業費は1億4,306万8,000円で、主なものは林業振興費1億2,965万8,000円です。

7款商工費5億8,950万5,000円は、商工費が9,169万4,000円で、主なものは商工業振興費3,807万3,000円です。また、観光費は4億9,781万1,000円で、主なものは観光総務費2億965万8,000円及び観光振興費1億8,555万6,000円です。

8款土木費18億4,285万7,000円は、道路橋梁費が8億5,087万7,000円で、主なものは道路維持費1億8,463万8,000円及び除雪費3億3,640万1,000円です。また、都市計画費は7億6,867万円で、主なものは公共下水道費5億8,256万8,000円です。

9款消防費は5億4,485万7,000円で、主なものは利根沼田広域消防費の常備消防費3億5,970万7,000円及び非常備消防費7,044万6,000円です。

10款教育費は23億1,234万1,000円で、主なものは小中学校統合推進事業等の教育総務費10億7,266万8,000円及び利根沼田学校組合への地方交付税交付事業などの高等学校費4億2,012万2,000円です。

12款公債費15億7,049万円は、町債の元利償還金及び一時借入金利子です。

13款諸支出金123万4,000円は、土地開発公社に対する補助金等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、町税31億566万2,000円、地方消費税交付金4億2,000万円、地方交付税52億3,000万円、国庫支出金14億9,175万9,000円、県支出金8億3,894万8,000円、繰入金23億461万7,000円及び町債7億3,650万円です。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地方財政計画等を参考に、また町税等の自主財源につきましては、過去の実績や最近の傾向等に基づき算出しております。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。複数年度にわたる建設工事や施設の指定管理等について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債については、第3表のとおりであります。有利な起債を優先的に活用し、総額で7億3,650万円としております。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第47号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ22億1,800万円と定めました。前年度対比0.1%の減であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1 款総務費 1,424 万 8,000 円は、総務管理費 1,019 万 3,000 円及び徴税费 390 万 7,000 円等です。

2 款保険給付費 15 億 3,874 万 3,000 円は、療養諸費 13 億 1,114 万円及び高額療養費 2 億 2,060 万円等です。

3 款国民健康保険事業納付金 5 億 9,000 万円は、医療給付費分 3 億 8,500 万円及び後期高齢者支援金等分 1 億 4,200 万円等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、国民健康保険税 3 億 5,950 万 3,000 円、県支出金 1 億 394 万 5,000 円及び繰入金 2 億 113 万 3,000 円等であります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第 48 号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,400 万円と決めました。前年度対比 16.5%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1 款総務費 473 万 2,000 円は、総務管理費 94 万 6,000 円及び徴收费 378 万 6,000 円です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 1,171 万円は、後期高齢者医療広域連合負担金事業です。

4 款保険事業費 1,775 万 7,000 円は、健康診査事業です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 2 億 9,661 万 1,000 円及び繰入金 1 億 1,953 万 2,000 円等です。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第 49 号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 4,600 万円と決めました。前年度対比 0.3%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1 款総務費 30 億 6 万 5,000 円は、総務管理費 569 万 7,000 円及び介護認定審査費 1,958 万 1,000 円等です。

2 款保険給付費 28 億 3,000 万円は、介護サービス等諸費 25 億 9,244 万 7,000 円及び介護予防サービス等諸費 8,503 万円等です。

3 款地域支援事業費 7,404 万 7,000 円は、介護予防サービス事業費 5,310 万円及び一般介護予防事業費 1,114 万 7,000 円等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、介護保険料 5 億 5,912 万 2,000 円、国庫支出金 7 億 3,869 万円、支払基金交付金 7 億 8,150 万 2,000 円、県支出金 4 億 2,936 万 8,000 円及び繰入金 4 億 8,529 万円等です。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第 50 号についてご説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益が 4 億 300 万円で、その主なものは水道料金です。

収益的支出は、水道事業費用が3億9,200万円で、主なものは営業費用の原水及び浄水費1億613万6,000円で、減価償却費1億1,291万円です。

資本的収入では、水道事業資本的収入が3億6,700万円で、主なものは企業債3億1,265万円及び他会計補助金3,592万1,000円です。

資本的支出では、水道事業資本的支出が4億6,500万円で、主なものは建設改良費の施設改良工事費2億4,082万8,000円及び固定資産購入費1億4,722万1,000円です。

以上が水道事業会計の概要であります。

次に、議案第51号についてご説明申し上げます。

収益的収入7億7,300万円は、公共下水道事業収益が5億5,521万7,000円で、その主なものは営業収益の公共下水道使用料1億8,863万1,000円及び営業外収益の他会計負担金1億8,163万6,000円です。

収益的支出7億6,600万円は、公共下水道事業費用が5億4,905万2,000円で、主なものは営業費用の流域下水道維持管理費1億7,237万9,000円及び減価償却費2億6,336万7,000円です。

資本的収入4億4,700万円は、公共下水道事業資本的収入が3億5,212万1,000円で、主なものは企業債1億4,030万円及び出資金1億3,290万3,000円です。

資本的支出6億4,400万円は、公共下水道事業資本的支出が5億390万4,000円で、主なものは企業債償還金2億2,000万円です。

以上が下水道事業会計の概要であります。

議案第46号から議案第51号まで一括してご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

**議長（小林 洋君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑につきましては、あさって、予算連合審査会を開催いたしますので、詳細につきましてはそちらでお願いいたします。ここでは大枠のところの質疑とさせていただきます。

まず、議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林 洋君）** ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林 洋君）** ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林 洋君）** ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林 洋君）** ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第46号、令和8年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第51号、令和8年度みなかみ町下水道事業会計予算についてまでの以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、令和8年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第51号、令和8年度みなかみ町下水道事業会計予算についてまでの以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定されました。

暫時休憩いたします。14時25分から開始いたします。

(午後 2時11分 休憩)

(午後 2時25分 再開)

議長(小林 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議は、議事が多数であるため、都合によって延長いたします。

## 日程第42 一般質問

通告順序1 12番 石坂 武 1. 町長2期目への挑戦は  
2. 観光会館周辺公共施設最適化事業の取組に向け

議長(小林 洋君) 日程第42、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。

3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、12番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 12番石坂武。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

なお、本日も2問の質問を用意させていただきましたが、いつもどおり質問が多岐に及

びますので、簡潔明瞭な回答に努めていただくことをお願いし、質問に入らせていただきます。

1問目として、町長2期目への挑戦は、2問目として、観光会館周辺公共施設最適化事業への取組に向けてです。

まず、1問目、町長2期目への挑戦についてですが、町長任期2年が経過した時期の令和6年12月に、町長公約の実現への取組についてと、観光会館周辺公共施設最適化事業の進捗状況はということで一般質問をしております。その時点で、「公約実現に向けては愛郷無限を基本とし活動を行っていると思うが、その思いは」という質問に対し、「町民に寄り添う姿勢、現場の方々に耳を傾け意見を聞くという姿勢で取り組んできた。これからも変わらぬ思いで取り組む」と発言していますが、今もその思いは全く変わっていないか、まず伺います。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 石坂武議員の質問にお答えさせていただきます。

ずっと愛郷無限という言葉には、やはり私自身がこの町に生まれ、そして育てていただき、そしてまた行く末はまたこの地に帰る。自然や人のつながりに育まれてきた一人としての実感と、この町への誇りを込めてまいりました。その思いは今現在も何ら変わることはありません。

一方で、町には様々な価値観やお考えをお持ちの方がいらっしゃいます。当選後は、選挙において私に一票を託してくださった方はもとより、投票に行けなかった方、あるいは別の選択をされた方への思いにも心を寄せながら、町民全体の声を丁寧にお伺いする姿勢を常に意識して、町政の運営に当たってまいりました。

また、町民一人一人の暮らしや営みの積み重ねの上に現在の町が成り立っているという原点を忘れず、また、この町で暮らす町民の皆様、そしてこの町で育ち未来を担っていく子供たちが将来振り返ったときに、自らのふるさとに誇りを感じられる環境を引き継いでいきたいとの思いで、この3年半、町長の職務に全身全霊をささげてまいったところであります。

石坂武議員におかれましては、議長時代、様々な体調を心配していただいたり、感謝をしております。自分自身もいろいろな経験をしてきておりますので、それが今の立場となって、大変ありがたい糧になっているというふうに感じております。

愛郷無限とは、単なる言葉や標語にとどまるものではなく、町の歩んできた歴史や風土、そして町民一人一人の生活に対して責任を持って向き合い続ける姿勢を表す言葉であると考えております。今後においてもその原点を忘れることなく、町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1次答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 思いは変わっていないということを確認した中で伺いますが、町長当初、1

として、観光・商工・農林業の振興、2として、子育て支援、高齢者・障害者福祉の充実、3として、住民参加による地域づくり、町民目線の行財政改革、4として、人口減少対策の4つの柱を示し、活動をしてきたと思いますが、その後、町長就任2年ほど経過した頃だったと思うわけですが、1、町民生活を重視した施策の実行、2、子育て支援と福祉、3、小さな声に耳を傾ける対話の町政、4、行財政改革の推進、5、温泉街再生、観光資源の再構築、観光立町の推進、6、農林業の推進、7、町民の安心安全性をの7つの柱に細分化していると思います。

先ほど、これからも変わらぬ思いで取り組むと発言しています。思いは全く変わらないのに、なぜ細分化したのか。その意図、理由を教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 私が町長選立候補に当たり町民の皆様にお示したのは、町政運営の基本の方向性として、先ほどご紹介をいただきました4つの柱であります。具体的には、第1に観光商工業・農林業の振興、第2に子育て支援、高齢者・障害者福祉の充実、第3に町民参加による地域づくり、町民目線の行財政改革、第4に人口減少対策であり、これらは町として何を大切に、どの方向を目指していくかという町全体の骨格を示したものであります。

一方で、ご指摘がありました7つにつきましては、就任後、後援会等において活動方針を共有する目的で作成、配布した資料に記載した内容であります。おおむね、ある意味2年間の実績を皆様方にお伝えしたいなという思いもある中で作成させていただきました。

その内容は、町民生活を重視した政策の実行、子育て支援と福祉、小さな声に耳を傾ける対話の町政、行財政改革の推進、温泉街再生、観光資源の再構築、観光立町の推進、農林業の推進、町民の安心安全を守る取組といったものであります。

町民の皆様が目に見える機会があったことは承知しておりますが、あくまでも、後援会内部において考え方を共有するための資料であり、立候補時に町民の皆様にお示した4つの柱を変更する趣旨でお示したものではありません。

また、この7つの内容は、4つの柱で掲げた考え方を否定したり、転換したりするものではなく、町政をあずかる立場として、町民生活の現場や地域の実情に日々向き合う中で、施策をより具体的な分野や視点に整理したものであります。

例えば、4つの柱の中で掲げた産業振興は、観光立町の推進や農林業の推進といった形で具体化されており、子育てや福祉、行財政改革についても、それぞれ町民生活に即した表現で整理したものであります。町を取り巻く課題が多岐にわたり、その緊急性や町民生活の影響の度合いも様々であり、そうした中で、町政運営を担う立場として、課題の性質や優先順位を整理しながら、政策を実行段階へと落とし込んでいく過程において、結果として整理の仕方や表現が異なって見える部分が生じているものと受け止めております。

今後におきましても、立候補時に町民の皆様にお約束した4つの柱を町政運営の基本に据え、その考え方を大切にしながら、町民の声に丁寧に耳を傾け、町の将来に責任を持った町政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 町長の今の発言の内容と、この後の質問がダブるところが出てくると思いますけれども、それは了解してもらおうということで。

分かりやすく、当初の4つの柱を基本として伺いますが、例えば観光商工業・農林業の振興の部分において、ダム湖・清流を活用した観光、釣り大会、会議・研修会等の誘致等においては、社会状況の変化等、もろもろの理由により、その部分の公約が実現できていないものがあると思いますし、他の柱においても、当然実現できていない公約もあると思いますが、その点についてはどう捉えているか伺うとともに、今後実現に向けてどう取り組んでいくつもりか、併せて伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 立候補時において示した公約の中に、既に形となり始めているものもある一方で、まだ道半ばにあるものや、今後の取組として残されているものがあることは率直に受け止めさせていただいております。町政をあずかる立場となり、町民生活の現場や行政運営の実情に日々向き合う中で、施策ごとの緊急性や町民生活への影響の大きさを踏まえ、優先順位を整理しながら取り組んできた結果であります。これは、決して当初の考え方を否定するものではなく、より現実的、かつ責任ある形で政策を進めるための判断だったと考えております。

今後におきましても、まだ十分に実現していない公約については、課題を整理しながら、一つ一つ着実に進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、ダム湖の関係につきましては、なかなか調整がつかなかったということで、これからまた進めていきたいと思っておりますし、会議とかそういうものの誘致ということに関しましては、石坂武議員も議長時代に一緒に出席してきました日中韓子ども童話交流事業とか、あと、いろいろな形で県外・県内の自治体に、営業はしっかりとかけているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） そこで、疑問、気になるのが、先ほど述べました釣り大会等の実現、それと、またインバウンドの推進等4本の柱で、当初資料、このチラシとして示したものが、7つの柱として示したこっちのほうですけれども、資料の中には、主要事業として当初捉えて位置づけしておきながら、紙面の都合等もあるんだと思うんですけれども、当初記載した内容が、なぜ今回細分化しているものに載っていないのか。事業そのものも、さっき実施するんだよという話は聞いておりますけれども、一般的に事業しなくなったのかなとも思うわけですね。

それとあと、後援会のほうに示した資料ということでもありますけれども、我々のほうにもこうやって資料が届いていますから、それは後援会だけのものではなく、町民のものということも当然あると思ひますので、その辺について見解を伺ひます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 当然、そういうことだと思っています。後援会内部資料ということで、一応配布させていただいて、別にそれにこだわっているものではありませんので、おっしゃるとおりでいいと思っております。

立候補時にお示した4つの柱は、町が直面する大きな方向性として整備したものであり、中には人口減少対策など、複数の分野にまたがる横断的なテーマも含まれておりました。一方の7つの柱につきましては、町政運営を進める上で、重点分野を町民生活により近い視点から整理し、分かりやすく示すことを目的として構成したものであります。

そのため、4つの柱で書かれた項目の中には、個別の柱として明示していないものもありますが、それらが後退したり、重要性が低下したものではありません。例えば、人口減少対策につきましては、特定の1分野に限定して取り組むものではなく、子育て支援、福祉、産業振興、移住・定住施策など、町政全体に関わる課題であると認識しております。そのため、7つの柱の中においても、各施策の中で横断的に位置づけ、取り組んできたところであります。

このように、柱の構成や表現は、整理の仕方による違いがありますが、立候補時に掲げた考え方や問題意識自体が失われるものではなく、町政全体の中で、引き続き従事しながら取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜ればと思います。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 当初示した4つの柱と、新たに示した7つの柱、この部分について資料を見ますと、若干の差異がうかがえるような気がしてならないんですけれども、その辺、先ほどもう触れておりますけれども、再度その辺伺いますけれども、その辺の連携はどう取っていくつもりでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、その差異という部分がどの部分かというのをちょっと確認していませんが、到底、基本的には立候補時の4つの柱と掲げたものは、基本方針として何ら変わることはありません。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 当然、公約どおり実現した項目、事業も多々あり、先ほどちょっと触れておりましたけれども、体調が心配なほど頑張っていることについては敬意を表するところではありますが、実現されていない公約もあることは事実と思います。町長自らの手で完結したいという思いも当然あると思います。その部分の見解と、当時別の資料で示すほど重要な取組と解されるみなかみファンクラブ構想もあったと思うわけですが、現状この部分について動きが全く見えません。若干委託料等が出ているようではございますけれども、どうなっているのか伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 未実施、あるいは十分な形になっていない公約についても、負託を受けた責任は私自身にあると認識の下、引き続き取り組んでまいります。

一方で、私一人、あるいは1つの任期の中で完結することは難しいこともあるというのは、石坂武議員もご承知かと思えます。町のファンクラブ構想につきましても、関係人口の創出や町を応援して下さる方々とのつながりを育んでいくための仕組みづくりであり、継続的に育てていく取組であると考えております。私の責任として成し遂げるべきもの、また、未来の町のために種をまくべきもの、守りながら次の世代へ引き継ぐべきもの、それぞれを見極めながら、町の将来に責任を持って取り組んでまいります。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 以上、伺った上で、いよいよ本題といたしますか、核心部分に入らせていただきますが、昨年の12月、町選挙管理委員会にて、次期町長選及び町議選の日程が9月29日告示、10月4日投開票と決定されております。残すところ約7か月という時期になりました。

単刀直入に伺いますけれども、次期町長選に立候補するか否か、伺いたいと思えます。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 次期町長選への対応というご質問だというふうに思います。

私は、これまで町政をあずかる立場として、町民の皆様から負託された責任の重さを日々胸に刻みながら、町政運営に当たってまいりました。

その中で、既に一定の成果が見え始めている取組がある一方、なお道半ばにあり、継続して責任を持って進めていかなければならない課題が数多く残されていることも強く実感しております。また、日々の職務に真正面から向き合う中で、心身ともに穏やかな状態で町政に取り組んでいることを自覚しており、町のために全力を尽くすための気力と覚悟は、当選当初から変わることはなく持ち続けております。現場に立ち、町民の皆様の声を聞き、必要な判断を積み重ねていくことに、いささかの迷いもありません。

こうした状況を踏まえ、私が引き続き町政の先頭に立ち、この町の将来に責任を持って取り組んでいく決意であります。これまで積み重ねてきた取組を途中で途切れさせることなく次の段階へと確実につなげていくことが、今の私に課せられた責務であると考えております。

町を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少、地域経済の振興、子育てや福祉の充実、防火・防災等、課題が複雑かつ多岐にわたっております。だからこそ、初心を忘れることなく、これまでの経験を生かし、課題から目を背けず、責任ある判断を重ねながら、町の未来を見据えた町政運営に全力で当たってまいる決意であります。

以上です。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 2期目に挑むという力強い意思表示をいただいたと解釈をします。

また、ここでちょっと聞こうと思ったんですけれども、もう既に先ほどの発言で、町長

の決意、思いということの発言ということで理解してよろしいでしょうか。さっきの発言で、力強い決意を確認させていただきました。大いに頑張ってくださいますことを期待して、2問目の質問に移ります。

2問目については、既に数回質問をしている観光会館周辺公共施設最適化事業の取組についてです。

この件については、2020年3月に当時の鬼頭町長に、2024年12月に現阿部町長に質問をしているものです。鬼頭町長時代においては、その必要性・重要性を認め、当初予算の概要版に載せたり、新規事業基本計画策定調査委託料として予算計上したり、重要事業として取り上げられていながら、いつの間にか全く進捗のない状況になってしまいました。調査委託料は意味のないものになったということでしょうか。また、そもそも予算計上のみで支出すらなかったということでしょうか。そこを確認したいのと、先ほども述べたとおり、2024年12月に同内容の質問をさせていただきましたが、当時町長より、必要性については承知している旨の発言がありました。あわせて、月夜野地区の統合小学校の事業が終了したら、観光会館周辺公共施設最適化事業を最優先に取り組むとの明快な回答もありました。

この4月、新年度には月夜野の統合小学校が開校となります。そんな状況下、いよいよ取組が開始されると期待するわけですが、町長の見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 湯原地区の公共施設最適化事業については、昨年の12月の、先ほどご紹介ありました定例会において、石坂武議員よりご質問がございました。そのときには、月夜野地区統合小学校をはじめ、現在進められている主要事業が完了した後、優先的に取り組むべき重要な事業であるとの認識を示しており、その考えには変わりはありません。ただ、月夜野小学校もこれから第2期工事があり、また大型事業が目の前にあるということもご理解いただければと思っております。認識は変わってないということで。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 昨年ではなくて、2024年の12月ということですので、よろしくお願います。

先ほども申し上げましたが、月夜野統合小学校の事業が終了したら、観光会館周辺公共施設最適化事業の番だとの回答があるわけです。いろんな事業があるのは承知していますが、最優先という言葉があるわけですから、一番重いんだろうなと私は思っていますので。

また、私の見落としかもしれませんが、8年度当初予算書に関連予算の計上が全くないように思われますが、その点についての見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほどの答弁と重複してしまうかもしれませんが、8年度予算につきましては、現在施工中の統合月夜野小学校の第2工事をはじめ、おもちゃ美術館の建設事業や国スポ開催に伴うホッケー場の整備事業など、大規模事業が予定されていること、ま

た最適化計画を実行に移す詳細な計画、設計等についても未着手の状態でありますので、湯原地区の事業については、8年度予算は計上していないというのが実情であります。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 先ほどの、調査委託料は意味のないものになったということだとか、あとは、そもそも予算計上のみで支出がなかったということですかという質問に対しての回答が来ておりません。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 令和2年度への繰越事業として基本計画を策定しております、その予算で。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） そういうことじゃなくて、主要事業に取り上げたり、予算計上していながら、その予算支出はなかったんですかと。意味のないものになったのかと、そういうことを聞いています。恐らくそうだと思うんだけども。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） すみません。計画は策定していますけれども、事業には着手していないということです。

（「支出はなかったということですか」の声あり）

町長（阿部賢一君） そういうご理解でいいかと思います。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） この事業の取組は、現在進捗中である産官学金の取組である旧一葉亭跡地の開発事業が順調に行われ、運営が開始されることも間近と思われるわけですがけれども、その点からも期待できるというふうに捉えているわけですがけれども、町長の見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 産官学金の連携による旧一葉亭の開発事業については、整備を実施するStapleによるプロジェクトのコンセプトの一つに、地元民も移住者も訪問者も参加してつくられる新しいネイチャークラブを掲げており、町としても、開かれた施設として地域との連携を図っていくことを求めている、運営開始後の地域の発展に大いに期待できていると考えております。

また、石坂武議員も地元ですので、ぜひご協力をお願いできればと考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） それでは、産官学金の取組における旧一葉亭の部分なんですけれども、事業の進捗状況についてと、営業開始時期、目安でも結構ですけれども、その事業の内容を含め、その点を教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 現在、株式会社再生建築研究所により実施設計が進められており、本年度秋

以降に工事に着手し、令和10年の春頃に完成し、運用開始される予定、あくまでも予定と伺っております。今現状、そういう状況であるということでもあります。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 事業の内容については、若干……

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、Stapleさんが、地域に開かれたということを示しているとおりで、事業計画の中で、施設にとどまるだけではなくて、本当に地域全体を活性化させていこうという計画で、それに伴う施設を造っていくという計画になっております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 現在の観光会館が完成したのが、昭和45年です。西暦で言うと1970年で、今年で56年が経過することになります。当時は結婚式、披露宴をはじめ、賀詞交歓会、文化祭、歌謡ショーなど、各種イベント・会議等が頻繁に開催され、地元の旅館、ホテル等も大いに活用していました。スポーツ大会も行われ、昭和58年、その当時国体と言っていましたけれども、あかぎ国体のウエイトリフティング競技の会場にもなり、57年にはリハーサル大会、またプロレスの興行等も行われておりました。このところのスリー・エックス・スリー・バスケのMINAKAMI TOWN EXEによる目覚ましい活躍もあり、ホーム施設としての有効活用も大いに期待を持てると思います。

こういった意味からも、活性化に向けて有効な施設と思いますが、今後具体的展開がなされると思うわけですが、今のままではよいと思っていないんですけれども、その辺含めて見解を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほど、石坂武議員からも、観光会館は1970年建設と、当時は本当に全国的にも注目される施設だったというふうに認識しております。結婚式やスポーツ大会、プロレスなど、様々な地域のコミュニティーの核たる施設であったと捉えております。自分自身もプロレス観戦には行ったことがあります。非常に興奮したのを覚えています。

また、この観光会館、また隣接する社会体育館周辺は、幹線道路に面し、またバス停沿いに立地しており、温泉街全体を臨める一等地であります。

今後は、産官学金連携事業における温泉街再生に向けたプロジェクトとの整合性を保ちながら、あらゆる可能性も排除することなく、詳細な計画を策定していきたいと考えております。あらゆる選択肢も排除しないということで考えています。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 2020年3月、これは鬼頭町長のときだと思っただけですけども、一般質問

の時点では、所管課長、議会から議長、副議長、総文委員長、地域代表として地元区長、区長会みなかみ支部長、有識者として当時の前橋工科大学准教授の堤先生、それに副町長を加えての検討委員会を既に組織しているという発言、回答があるんです。当然議事録にもその旨載っておりますし、その点現在はどうなっているか回答を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 令和元年10月に、湯原地区公共施設等最適化計画の策定を行うため、検討委員会が組織をされました。なお、令和3年3月に同計画を策定となりましたので、以降、検討委員会は開催されておられません。これが事実であります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 当時の首長より明快な回答がされているわけですがけれども、今の状況のような回答になるわけですよ。主要事業として捉えていながら、考えられないことですが、新旧首長の間で引継ぎもされていなかったということでもよろしいでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 引継ぎ、されていなかったと思います。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） ただいまの回答からもあまり期待ができないんですけれども、そのときに、さらにワーキンググループをつくって検討を進めているということであるが、課題が大きいのので課題整理に時間がかかっており、今のところワーキンググループの開催に至っていないとの回答がありましたが、その点はどうなっているか。いたずらに時間のみ経過しただけで、全く進んでいないということでしょうか。また、課題整理はどうなったでしょうか。回答を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 湯原地区公共施設等最適化計画の策定後、ワーキンググループを立ち上げて詳細を検討する予定でありましたが、当時のコロナ禍やその後の財政状況、社会情勢等、様々な要因により、ワーキンググループの設置及び取組には着手できていない状況であります。全てをコロナとか何かのせいにするわけじゃありませんけれども、実際に、実情はそうであったということでもあります。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 当然、引継ぎがされていないんだからそうなんだろうと、そういうふうと思うわけですがけれども。

いずれにしても、既に述べましたとおり、月夜野小学校の開校が間近に迫っています。重なって何回も恐縮ですが、月夜野小学校の次は、最優先で観光会館周辺公共最適化事業を取り組むとの明快な回答があります。最優先ということは、優先順位1番と解されるわけですから、具体的な取組はもう可及的速やかに取り組むということで理解したいんです。

けれども、その辺よろしいですか。大きい事業をやっているからなかなかということですが、けれども、最優先でやりますという回答は重いと思うんですけども。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 老朽化した観光会館、そして社会体育館、何とかしなければとの思いは石坂武議員はじめ、皆さん共通の認識であると思っております。

ただ一方で、町の財政状況は、令和8年度から数年間、大規模事業が数多く予定されており、ここ数年が正念場という状況であります。このような状況ではあります、統合小学校の第2期工事の完成後に即事業着手とはいきませんが、本事案は町において優先順位の高い事案であると認識しておりますし、石坂武議員と共通の認識であります。可能な限り、早期の進展に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） これについて関連がありますので伺いますけれども、湯原温泉街駐車場の料金体系についてです。

設置に向けては、当時私が議長の時代でしたけれども、要望書が町長、議長に提出され、そのときは2時間無料という内容を記載した要望書によるものでしたが、実際には何ら検討した結果説明もないまま、なぜか1時間無料ということで決定、運営されています。

これについては、現在もそのままの状況で運営されていますし、なお、現在は指定管理施設ということで運営がされていますが、私自身、適宜時間があると利用状況については確認をしています。利用実態は有効活用されている状況になく、ほとんどが閑古鳥が鳴くような状態であります。夜間の利用料金については値下がりがされていますが、1時間無料はそのままです。

産官学金の取組や観光会館周辺公共施設建設に向けての動きも考慮した中、湯原地区全体の活性化に向け、ひいては町全体の活性化も期待されますので、再三伺って恐縮でありますけれども、2時間無料の改正に向けての考え方は、当局として依然としてありませんか。見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 湯原温泉街駐車場は、ご承知とは存じますけれども、指定管理者が管理を行っております。指定管理者からは、赤字の施設を継続的に管理運営していくことは困難であるとの考えの下、収支状況を改善するため、令和6年度実績を検証した上で、利用料変更の承認依頼が提出され、町では令和7年6月にこれを承認しています。

現時点では、指定管理基本協定の満了となる令和10年3月末まで、現状の1時間まで無料、そして、その後の1時間については100円の料金体系を続けていくこととなります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番(石坂 武君) 早急なる対応を求めたいと思います。

次に、1月9日に行われたみなかみ町新年賀詞交歓会の席において、町長は、新年の挨拶にて産官学金の取組について触れ、町の活性化に向け大いに期待が持てると発言し、先月の衆議院議員選挙の結果、見事再選を果たされた中曽根衆議院議員も来賓挨拶の中で産官学金の取組について触れており、町長と同じく活性化に向け大いに期待が持てると発言していました。

観光会館周辺公共施設最適化事業の完結後は、連携した有効活用活性化に向けての取組が期待されるとともに、併せて湯原温泉街駐車場の料金体系の見直しにより、さらなる相乗効果が見込めるとは思います、その部分からの見解を伺います。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 産官学金の取組の中で、令和5年12月に取りまとめた旧一葉亭・水上温泉街エリアコンセプトブック・アイデア集の中に、5つの広場を定め、これらの水上温泉街らしい広場づくりに取り組むと明記されています。観光会館、社会体育館周辺もその一つとして定めており、産官学金の枠組みによる取組と連携することで有効活用、そしてまた活性化が期待できると考えております。活性化もあそこが元気になれば町全体も必ず元気になるというふうを考えております。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) ですから、湯原駐車場の2時間無料は必要じゃないかと私は唱えているわけです。というのは、そういう緩和をすることによって、逆に使用頻度が増えてくるんじゃないかというふうに思っているわけです。それとあと、ちょっと以前に私が同じ内容を求めたときに、様子を見て変更も視野に入れて考えていきますよという発言をたしかしていると思うんです。もう様子を見る時間は過ぎていないかなというふうに私は思っていますので、その点も検討をお願いしたいと思います。

次に、この施設は支所機能、公民館機能、図書機能、カルチャー機能、体育館機能等が集約されることにより、完成後、運営が開始されれば、維持管理費も相当額の削減が見込まれると思いますし、月夜野地区、新治地区においての先進事例にもなることが期待されると思うわけですが、その辺についての見解を伺います。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 最適化事業において整備する施設及び機能については、産官学金連携事業における温泉街再生に向けたプロジェクトとの整合性を保ちながら、方向性を検討してまいりたいと考えております。

その中で、やっぱりどの程度の機能を持たせた施設とするかが検討されますが、複数施設が集約されることになれば、少なくとも先ほど石坂武議員が申されたとおりに、維持管理費の軽減にはつながると考えております。

議長(小林 洋君) 石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) それと、今観光会館のところは、社会体育館が別に設置されていて、駐

車場も狭いと。それが集約されることによって駐車場の確保もできるわけです、体育館機能がその集約施設に入れば。

そういった利点もありますし、またさらに、これが可能かどうか分かりませんが、戸部家住宅等は、あそこにマッチしている施設かどうかというのも前向きに検討して、そういったことも併せてやっていただきたいというふうに思っておりますので、これは質問ということではなく、私のほうの意見といいますか、お願いということで聞いておいてもらえばと思います。

以上、1問目として、町長2期目の挑戦について、2問目として、観光会館周辺公共施設最適化事業の取組について伺ってまいりました。

1問目については、引き続き町長としての責を果たしたいという強い決意を述べていただきましたし、私もその辺を確認させていただきました。任期も残すところ約7か月となりました。体調管理に十分留意し、悔いのない任期を務めていただき、次の段階へ進んでいただければと思います。

2問目については、月夜野統合小学校がいよいよ開校を迎えます。何回も繰り返しますが、次は最適化事業への取組という明快な回答があるわけですから、実現に向け、積極的にスピード感のある取組を期待し求めるとともに、歴代首長、最適化事業、この事業のみならず、過去の一般質問に対し、実行します、取り組みますとの明快な発言・回答をしているにもかかわらず、実行されていない部分が多々見受けられます。発言・回答した内容には大きな責任が伴うと思います。言葉はきついかもかもしれませんが、その場しのぎの軽々しい発言は当然認められません。議事録にも当然載りますし現在は動画配信により確認もできます。結果として虚偽発言をしたことにもなりかねません。この点についても十分に意識した中、心して取り組んでいただくことを強く求めて質問を終わります。

(「訂正があるみたいですよ」の声あり)

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 先ほどの湯原地区最適化計画で、ちょっと訂正をさせていただきます。

計画は作成しており、計画を進めるために、200万円は支出しているということでありました。申し訳ありません。

議長(小林 洋君) 時間ありますけれどもどうですか。

石坂武君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 一回おしまいので挨拶しちゃって、また言うのもあれなんですけれども、要は、求める人のほうは、その発言の内容を信用しているわけですよ。そう言った部分がいつになっても、この事業に限らず、最近我々仲間もそうですけれども、その辺に不安感というか不安視というか、危惧とか、そういうことを感じておりますので、関係といいますか、そういった部分の中で守っていただくのが最低限必要だし、それが少し延期するとか、そういうことであれば、そばにいるわけですから、こういう状況でこうなっているんだよ、ぐらいの説明があつていいんじゃないかということを加えて発言させていただきまして、終わりにしたいと思います。

議長（小林 洋君） これにて12番石坂武君の質問を終わります。

---

通告順序2          3番 石 坂 欣 也          1. 災害時の町、現場でのバックアップ体制について

議長（小林 洋君） 次に、3番石坂欣也君の質問を許可いたします。

3番石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） 3番石坂欣也。小林議長の許可を得ましたので、順次一般質問を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

私の質問につきましては、通告に書いてありますように、大きな見出しとして、1つの質問をさせていただきたいと思っております。

それは、災害時の町、現場でのバックアップ体制ということに特化するような感じで質問をさせていただきたいと思っておりますが、なぜこういう質問になったかといいますと、昨年末の26日に、ここに書いてありますように関越道の水上インターの手前で大きな災害がございました。そのときに、地元の消防団もその災害の発生から2時間ほどたってから出動命令が出て現場に行き、消火活動、それから避難誘導、それから延焼防止等々、大活躍をされたわけなんですけれども、私も実家がその近くであったものですから、その場に急行して、私が帰ったのは3時過ぎだったんですけれども、地元の消防団は朝の4時、5時、6時に帰られたというお話でした。そういう現場を鑑みたときに、何かちょっと、消防団が頑張っているのに、あれっと思うことがありまして、今回の質問に至ったというところが大きいです。

近年、関越自動車道では、豪雪によって大規模な車両立ち往生が発生しております。冬季のみなかみ町は観光客も多く、特に水上インターチェンジ周辺は交通量が増加する地域であります。一たび大雪により数百台規模の車両が長時間滞留するとなった場合に、車内での低体温症や体調悪化など、生命に関わる事態となる可能性があります。実際、過去の事例では、10時間を超える孤立が発生しております。

現在の町の地域防災計画は、主に避難型の対応を中心に構成されております。高速道路上での孤立は、通常の避難所対応とは異なる道路上支援型の対策が必要かと思っております。特に重要なのは、発生後できるだけ早い段階で温かい食事の提供、すなわち炊き出し態勢の確立であります。

冬季災害においては、温食の提供が低体温症予防に直結し、人命保護に大きく寄与しております。仮に500台、1,000人規模の立ち往生が発生した場合、温かい汁物で300リットル、またアルファ米など1,000食、備蓄供給体制が必要となります。これを即応体制として整備しておくことは、決して過大な投資ではないかと思っております。

そんなことを鑑みて、私、大きく5つに分けてまた質問をさせていただきたいと思っております。まず第1に、関越自動車道における大規模立ち往生を想定した具体的な炊き出しや食事支援計画などは、現在整備されておるのでしょうか。まず最初にこれをお伺

いしたいと思います。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（「いいですか、すみません」の声あり）

議長（小林 洋君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） すみません。ちょっと順番を間違えて質問をしてしまいましたので、町長に大変迷惑をかけてしまったんですが、通告の中に書いてあるとおりで言いますと、26日に起きた災害、延焼予防をされたということが、地元消防団の大きな仕事のひとつだったということなんですけれども、これについて、町長の見解をまず最初に求めたいと思います。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 石坂欣也議員の一般質問に1次答弁させていただきます。

ちょっと聞き取りづらかったんですけれども、暮れの事故の……

去年の12月26日に関越自動車道で発生した車両67台が関係する大規模事故につきましては、尊い命が失われ、多数の負傷者が発生する大惨事となりました。改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本事故においては、高速道路上の火災ということから、所管する利根沼田広域消防本部が主体となって消火救助活動を実施していましたが、事故に伴う車両火災が近隣の林野へと延焼するおそれが生じたため、林野火災として町消防団に対し出動要請がなされました。これを受けて、町消防団が出動し、未明までに及ぶ消火活動、交通誘導、山林への延焼防止活動に当たっていただいたところであります。

消防団の皆様が、迅速に出動され、水利の活用を含む確かつ迅速な消火活動を行ってくださり、その結果、火災による被害が最小限に食い止められ、地域への影響を大きく広げることなく鎮火に至りました。ご尽力いただきました消防団の皆様に対して、献身的な活動に心より感謝を申し上げます。

町消防団の出動につきましては、原則として、町内における火災・災害対応を前提としておりますが、今回のように、町域に及ぶおそれがある場合や、2次災害防止の必要がある場合には、関係機関と連携し、柔軟に対応する態勢を取っております。

ちなみに、その日の私、町長としての危機管理上の時系列にちょっとおつなぎさせていただきます。

当日は、それぞれで年末夜警の特別警戒ということで、それぞれ水上地区の議員の皆さんと水上支所にいるときになりました。その後もう一つ公務がありましたので、公務を消化した後に現場に向かいました。現場で車両が大変大きく炎で燃えているということで、現場を見たときに、側道がありますので、そのこっちに林野があったということで、風向きによってはとても心配だったんですけれども、当時非常に寒かったんですけれども風がなかったんで、延焼することはまずないだろうと。ただ、消防の方にはやはり警戒していただくということは当然であります。

その後、利根沼田広域消防より、避難者の搬送のため、町にバスと乗用車の出動要請の打診がありました。バスと乗用車の準備ができたことを利根沼田消防へ報告し、暖気運転をし、待機しておりましたが、幸いその車両を使用することはなく、群馬県内から空いている救急車を全部来てもらった中で搬送が終了したというふうに伺っております。

私が役場に到着したのが、10時に役場に入りました。それでその後、群馬県より負傷者一時受入れ要請の打診があり、結果、役場を解放してくれという受入れの要請がありましたが、実際にはNEXCOで、全員いろいろな施設に送れたので、実際には使用しませんでした。私が役場を後にしたのが零時頃だったかと思います。その後も危機管理室の職員については、午前3時ぐらいまで役場で待機をさせていただいたというのが当時の時系列の説明となります。

以上でいいですかね。1次答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） どうもありがとうございました。

その引き続きの質問で、1番と書いてある通告の続きの中で、また最近は、大規模な山林火災も国内で多発しておりますが、町の体制というのは特に取られているものがあるんでしょうか。もしあるようでしたら、それをお聞かせいただけないでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 全国各地で大規模な山林火災が相次いで発生している状況を踏まえて、本町におきましても、昨年6月と7月に利根沼田広域消防西及び北消防署の指導の下、全分団を対象に、中継送水訓練を実施しました。また、今月8日には、月夜野総合公園付近のヘリポートにおいて、林野火災に備え、群馬県防災航空隊及び利根沼田広域西、北消防署並びにみなかみ町消防団による合同訓練が予定されております。常備消防職員が火災現場に出動し、対応が不十分となっている状況で県防災ヘリコプター等の給水が必要になった場合を想定し、消防団員がヘリコプターへの給水活動などを通じ、初動対応力と後方支援体制の強化のための訓練になります。

みなかみ町は山林が多く、万が一の大規模な林野火災が発生してしまった場合には、関係機関との連携が大変重要になってきます。

今後におきましても、防災の大規模化・多様化を見据え、関係機関との連携を一層強化するとともに、町消防団の活動を適切に支援し、町民の生命・財産を守る体制の充実に取り組んでまいりたいと思っております。関係機関というと、自衛隊もそうですし、そういうところとは連絡できる体制というのは整っているということです。

議長（小林 洋君） 石坂欣也君、マイクを立ててください。

石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） オーケーでしょうか、すみません。

随分長い間、寒い氷点下に近い中で、地元の消防団も含めて、みなかみ町の消防団員が何とか災害を最小限に収めるために活動してくれていたわけなんですけれども、みんな寒

がっているんだけど、温かい飲み物も手元に全然ないと。また、持ってきてくれる人も、地元の知り合いが何人かの分をコンビニの袋に入れて、「おい、飲め」みたいな感じで配っているようなそういう光景を見ただけで、まとめてどかっと、何々分団の分、全部配ってくれとか、そういう話は全然なかったように思っております。

そういったことを見たときに、これはやっぱり、ちゃんとした形でバックアップの体制というのは一度考えておかないと、みなかみ町はずっと南から北、北から南というんでしょうか、関越道が走っておるわけですから、そこで何か災害が起きたときにはもう大事故になるということも想像できますので、そういった消防団も含めたバックアップ体制というのは、今後考えていくのもやっぱり必要じゃないかなと思うわけなんですけれども。

そういう中で、今ほど町長がヘリポートを使ってまた訓練をされたりとか、いろいろあるというお話を伺ったわけなんですけれども、例えば、NEXCO東日本とか群馬県とかと、そういった役割分担も含めた包括的な防災協定みたいのは結んでおるものはあるんでしょうか。また、もしないのであれば、今後そういったものを考えてみていいかなというような考えがごありかどうかも含めて質問させていただきたいんですが。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 初めに、東日本高速道路株式会社との災害時における協定の締結については、現在町と本社との間で災害時の支援に関する個別の協定は締結しておりません。

次に、災害における町と群馬県との役割分担についてお答えさせていただきます。

災害対応につきましては、災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、市町村が責任主体として町民の生命・財産を守るための初動対応を担うこととされております。町は避難情報の発令、避難所の開設・運営、被害状況の把握、消防団や自主防災組織との連携、応急対策の実施などの役割を果たしております。群馬県は、市町村の対応を広域かつ専門的な立場から支援調整する役割を担っており、自衛隊や広域応援部隊との調整、物資の確保、人的支援の派遣、複数市町村にまたがる災害への総合調整などを行うこととされています。特に大規模災害時には、町単独での対応には限界があることから、県との緊密な連携が不可欠であります。

町といたしましては、自治体としての責任を果たしつつ、県や関係機関との連携、役割分担を明確にし、迅速かつ確かな災害対応に努めてまいります。

よろしいですか。

議長（小林 洋君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） 困らせるような質問が多くて恐縮しているところなんですけれども、1番の2番の質問の中に移っていく中で出てくる質問になろうかと思うんですけれども、やはり大規模災害時において、相互協力体制の実効性の確保というのが結構大事になってくるんじゃないかなと思っておりまして、みなかみ町は地理的条件から、豪雪、土砂災害、地震発生時に孤立集落が発生する可能性が高い自治体ではないかと思っております。また、観光地でもあるため、災害発生時には、町民のみならず、観光客への対応も求められているかと思っております。

単独自治体の対応力には限界があるかと思いますが、だからこそ、広域的な相互協力体制、それを受け入れる受援力というんでしょうか、その整備が不可欠ではないかと思いません。

そういう中で、大きく3つ、ちょっと述べさせてもらいますと、まず最初に、相互応援協定の実効性というのを考えた場合に、現在締結している協定は、例えば物資支援であるとか、職員派遣であるとか、消防応援であるとか等が含まれているかと思いますが、発動基準の明確化がされているのか、あと定期的な合同訓練というのを実施しているのかとか、実際には72時間以内に機能する体制かというのをやはり検証をする必要があるんじゃないかなと思っております。

また、受援計画の策定状況というのを考えたときに、支援が到着しても、受入れ態勢が整っていなければ混乱が生じてしまいます。そういった中で、物資の一時集積場はどこか考えておるのでしょうかということとか、あと応援職員の宿泊、食事態勢は確保されているのかとか、支援部隊受付窓口等が一本化されているのかとか、デジタル情報共有体制というのを整備されているのかと、挙げればもっとあるわけなんですけれども、こういったことも、今後防災計画の中で総合的にプラスで考えていかれたほうがいいんじゃないかということをおっしゃるわけなんですけれども。

支援が来たけれども受け入れる準備が整っていない。準備がなければ救えない命があるということがやっぱり一番大きな問題になるかと思いますが、その辺ちょっと、今後受援体制というのは整えていく予定があるかどうかという辺をちょっと町長にお答えしていただければありがたいですけれども。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） いろいろ、るる紹介していただきました。受援体制、それは時と場合によっていろいろだと思うんですけれども、受ける側がやっぱり整備していないと、来てもらってもという話で、これは非常に混乱を招く。だから発災後すぐではなくて、計画的にやはりやるべきだというふうに思っております。

いろいろ、るるお話をいただきましたけれども、あくまでも関越道の事故は、NEXCOが処理するのが第一義で、消防の団員がやっぱり中に入れば余計混乱しますので、その辺はもう十分理解していただいているんだと思います。言われたことが全部できるわけじゃありませんけれども、今月8日に団と防災ヘリと常備消防等連携する、大規模な林野火災を想定した訓練もやったりと、まずできることからやらせていただきたいと思います。どこかでやっているからやれとか、そういうものはやはり別の問題で、いろいろなできることから整備をさせていただきたいと思います。

まず、消防団が出動するのは、一報をもらって、現場を確認して出動すると。そして初期消火、また人命があれば人命救助、それは常備消防の、専門の消防の職員の方がいますから、それはもう当然そういう方に任せて、そのときには後方支援。自然とだから、現場へ行けばもう先に着いたのが筒先に行って、もう経験あるから分かりますけれども、その後に行った人は必然的に後方支援に回るというのは、それは皆さん、消防団員の現役の人は訓練を重ねていますので、当然その辺はもう理解していると思います。

議長（小林 洋君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） 自分なんかも消防団をやってまいりましたので、町長が言われていることはよく理解していますし、分かっているわけなんですけれども。

実際、現場にいたときに信じられない光景に当たりまして、延長、延長、延長で、高速道路の中に水を出すというそういう作業を消防団がやっていたわけなんですけれども、中継のところまで走ってきた消防団員が、メスを持って走ってきまして、もう一人の消防団員もメスを持って走ってきまして、それで延長しようとしていたわけなんです。もう周りにいたOBたちがびっくりして、「おい、それじゃ駄目だ」と、当たり前のことだと思うんですけども。そんなことを目の当たりにしたときに、いろいろと走馬灯のようにじゃないですけども、頭の中にいろんな光景が浮かびまして、そういえば、我々の頃は、一生懸命ポンプ操法の練習とか大会等あって、必要最低限のそういった機械器具、それから消火活動についても、体で覚えていたなということを思ったわけなんです。

今、議員にならせていただいて、例えば秋期点検に参加したりとか、それから出初め式に参加させていただいたりとか、あと地元の消防団員の何か活動に参加させていただいたときに、やはりちょっと、何かそういった基本的な訓練が足りないんじゃないかということを感じました。

それなので、競技会をまた復活させていただきたいということは申し上げませんが、もうちょっと回数を増やして、機械器具の点検・装備、それから訓練等をやっていただくようなことを計画に入れていただければいいかなと思うんですけども、その点、町長がやっぱり元消防団員として考えているところもあろうかと思うんですけども、見解をお聞かせ願いますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 適時適切に訓練は各分団で行っているんだと思います。また、競技会とかのお話もありました。それは消防団のいろいろな実情もあるんだと思います。何しろ今、消防団員も大変不足している状況ですので、本当に献身的に消防団活動をしていただいている消防団の方は、仕事を持ち、家庭を持ち、そういう中で活動して、町民の生命・財産を守るために一生懸命活躍していただいている。そういう方々の意向を第一義に考えていきたいとは思っておりますし、支援できる部分は消防団活動には支援を続けていきたいというふうに思っております。

議長（小林 洋君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） 私も全くそのとおりだなと思っておるわけなんですけれども、何かやっぱり、一抹の寂しい思いと心配が脳裏に出てきまして、何か今回、いろんなことを含めて、消防団のことも、消防団に対してのバックアップ体制も含めて、ちょっと一般質問をさせていただけないかなというそういう動機があったわけなんです。

いろいろと調べさせていただく中で、先ほど町長が言われたように、高速道路というのは、NEXCOが全て管轄の中でそういった災害が起きたときにはやるんだよということ

も分かりましたし、それから、地元の消防団が出る場合も、どういう状態になったときに出勤命令が出て出勤するののかというのを勉強させていただきました。そういったものがあることを考えたときに、自分のときには、高速は通っていただけれども、そんな災害のときに出勤するなんていう頭がなかったなというそんなことをちょっと思ったりしました。

こういったいろんな災害が大型化していく中で、やはり一歩先を進むような防災計画というのでも必要じゃないかなと痛感しましたので、今後は、いろんな訓練もされているようにですけども、消防団員が増えるような、楽しい訓練実施計画みたいのがあれば、そういったものを何とか実施していただいて、消防団員の増員と、それから災害時において、やはり本当に信頼できる消防団になってもらえるように頑張ってもらえるような施策、バックアップ体制を町と一緒に取っていきたいというふうに痛感しましたので、町長にもぜひその辺お力を、もしあれでしたら貸していただければと思います。

最後、まとまらない話で恐縮なんですけれども、私の一般質問はこれで終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（小林 洋君） これにて3番石坂欣也君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。16時ちょうど、再開いたします。

（午後 3時42分 休憩）

---

（午後 4時00分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 通告順序3      6番 星野宗央      1. 下水道事業のこれからは  
2. 小学校でのバス通学の対応は  
3. 生活道路の修繕補修は

議長（小林 洋君） 一般質問を続けます。

6番星野宗央君の質問を許可いたします。

6番星野宗央君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 6番星野宗央、通告に従いまして一般質問を行います。

町長、お疲れのところだと思いますけれども、もうしばらくよろしく願いいたします。今回は、下水道事業のこれからは、小学校でのバス通学の対応は、生活道路の修繕補修はの3問の質問を行います。よろしく願いをいたします。

最初の質問ですが、下水道事業のこれからはについてです。

みなかみ町では、令和6年度からそれまでの特別会計から公営企業会計へと移行しました。このことによって水道事業の経営の状況が分かりやすくなったとのことですが、一般会計からの繰入れなどの状況もはっきりとして、町としてはこれからの経営の仕方をしつ

かりと考えられるようになってきていることはいいことだというふうに思っております。それと、私たち利用する住民にとっても同様にメリットがあるのかというふうにも思っております。そのような考えから今回の質問をしようと考えました。

現在も、みなかみ町の人口は減少をし続けております。今後も新規下水道への接続世帯は増えていくのでしょうか。下水道の維持管理も大切な事業と理解をしております。みなかみ町の下水道事業の現状と加入数などはどうなっているのかお聞きをいたします。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 星野議員の質問に答弁させていただきます。

下水道の現状ですが、まず、整備面積では全体計画面積が829.2ヘクタールに対し、事業計画面積が700.3ヘクタール、整備済み面積が499.2ヘクタールとなっております。約500というふうにご理解いただければと思います。

次に、人口では、全体計画区域内人口9,029人に対し、整備計画人口8,573人、整備済み人口が8,129人です。水洗化率でございますが、現在87.7%、人数にして7,127人となっております。一方で水洗化されていない方、つまり下水道に接続可能であるにもかかわらず、未接続の方が12.3%おります。この未接続の部分をまず着実に減少させていくことが重要と考えております。

また、加入数、下水道の調定件数でございますが、令和6年3月時点で3,549件となっております。今後、人口の推移に伴い徐々に減少していく見込みであります。下水道事業は、一般会計の基準外の補助金なくしては運営できない状況にあり、今後は使用料や事業計画を見直して、将来を見据えた持続可能な運営を図ってまいります。現在進めております下水道事業の経営戦略を3月中に策定します。中期戦略として10年先を見据えた運営を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

以上、一次答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 令和6年度から下水道事業は企業会計へと移行したわけなんですけれども、私の考えとしては、このような公共インフラである下水道事業に企業会計というのはあまりなじまないのではないかとこのふうにも思っております。

そこでお聞きしたいんですが、企業会計に移行したこの目的というのはどのようなものだったのでしょうかお聞きをいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 冒頭、星野議員も経営の仕方がしっかりと考えられるようになったのでいいことだと思うという、企業会計になったことに対してそういう考えであったというふうに思っています。企業会計方式への移行は、事業の財務状況や収支の透明性を高めることを目的としております。これにより、下水道事業の経営状況をより明確に把握でき、効率的な経営判断が可能となります。

次に、町民の皆様に対して事業の内容や料金の使途が理解しやすくなり、信頼性の向上

につながると考えております。さらに、企業会計により適正な料金設定や資金管理が実現し、持続可能な下水道事業の運営基盤を強化することも重要な目的であります。

これは、いわゆる総務省の要請により行われ、全国の下水道事業また簡易水道事業のほとんどが企業会計へ移行していると伺っております。

以上です。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 先ほど、私も経営の状況が分かりやすくなるというのがメリットかなというふうには思っているんですけども、その下水道料金の使用料、価格ですよね、これは全体としてはどのように決められているのか、個人と企業の割合なども分かれば教えてくださいいただけますか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 通常、汚水処理原価、これは公費負担分を除いた汚水処理にかかる費用を全体の使用水量で割った単価を参考単価とします。全使用水量を処理するのに1トン当たり幾らかかるか、これはみなかみ町では令和6年度の汚水処理原価は191.7円です。全使用料収入を全使用水量で割った使用量単価は138.9円。もう一度言いますか、大丈夫ですか。138.9円となります。

個人か企業かは選別できないのですが、1年間の調定件数での使用水量の割合では、2か月で基本水量の20トン以下が42%、21トンから100トンで53.2%、101トン以上が4.8%です。

次に、汚水量ですが、101トン以上が63.6%となっております。これは4.8%の大口利用者が汚水量の6割以上を占めており、収入もここに依存している状況となっております。

以上です。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 4.8%の人が6割を賄っているということなんですけれども、最近になって1月20日にみなかみ町の下水道事業運営審議会というところが答申を町長にしたわけなんですけれども、この使用料の価格の値上げが答申されているわけなんですけれども、この値上げの25%というやつがどのような根拠に基づいてされているのかお聞かせをいただけますでしょうか。

議長（小林 洋君） 上下水道課長。

（上下水道課長 小林 勲君登壇）

上下水道課長（小林 勲君） 質問にお答えします。

今回の審議会では125%という数字を諮問しました。審議会でお答えいただいたんですが、その根拠なんですけれども、今回の125%で汚水処理原価の191円は全然いきません。ですけれども、取りあえず今回目指したのが基準外繰入れ、これをなくす方策というんですか、一般会計からの補助金に頼っている状況なので、まずこれを直しましょうと

いう形です。その後は、本格的に全体計画なんかを見直しながら、下水道事業を立て直していこうという算段になっております。

以上です。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

- 6番（星野宗央君） 基準外繰入れですよね、これを解消するというふうなお話で以前も聞いたんですけども、この基準外繰入れに関しては基準内繰入れもあるわけなんですけれども、この基準外繰入れがあることが悪いことという考えなんではないでしょうか。それ自身は違法だという考えではないと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 上下水道課長。

（上下水道課長 小林 勲君登壇）

上下水道課長（小林 勲君） 質問にお答えします。

違法ではありません。ただ、どうしても下水道の恩恵を受けていない方たちの税金というんですか、それを繰り入れているというのが受益者負担の法則に反しているというところで、これは総務省からも指摘は受けています。早く改善しなさいよというところで指摘を受けているところです。

以上です。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

- 6番（星野宗央君） そこなんです。今回その25%というふうにはいるんですけども、この25%値上げすることによって、本当にこの基準外繰入れというのがなくなるのかどうかということが目指されているのではないかとこのように思っているんですけども、以前、課長さんがおっしゃっていましたが、そのシミュレーションは物価上昇とかは加味していないとおっしゃったんですけども、加味した場合には実際のところは25%で、実際この基準外繰入れが解消できるのかどうかということもぜひお聞きしたいんですが。

議長（小林 洋君） 上下水道課長。

（上下水道課長 小林 勲君登壇）

上下水道課長（小林 勲君） 質問にお答えします。

今回の審議会の答申というのを踏まえまして、現在、料金改定に向けて検討中です。まだ審議会の内容が決定ということではなくて、審議会の答申を参考にしつつ、我々これから料金改定を行っていこうというところなんです。基本的に物価上昇率というのが今異常な形になっています。現在、我々が経営戦略というのを進めております。その中でも議論しているんですが、物価上昇率どこを採用しようかというのが非常に難しく、バックグラウンドを見るとどうしても円高が影響しているように思われると、戦争なんか起きてもすぐ上がると。そういうところで、高い設定値にしているのかどうかという不安もあります。今、経営戦略の中で物価上昇率というか、総GDP比等も加味しながら、どのぐらい経済力が上へいっているのかということも検討しながら、総合戦略を3月中に策定予定で

すので、そのときにどのぐらい125%でできるのか。物価上昇率によってどのぐらい先にまた赤字になっていくのかというシミュレーションはお示しできると思います。

以上です。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

- 6番（星野宗央君） なぜそんなふう聞いたかといいますと、以前に課長さんから、下水道料金2倍ぐらいになるんじゃないかというふうにおっしゃられていたにもかかわらず、25%というとなんか上がらねえのかなとかという感じがちょっとしちゃったので、この答申書の中身を読ませてもらったんですけども、何か10年ぐらいそのままにしようとか、4年後に25%というふうにも書かれてはいたので、そう考えると値上げにしては良心的かなというふうに思っているんですけども、やはり今の物価の上昇ですよ、その物価が上昇で、今、生活が大変なところで実際その25%、うちの金額でいけば幾らもないですけども、年間とするとやっぱり25%というのは結構あると思うので、なるべくならやっぱり住民の負担にならないようにしていただければありがたいというふうに思っております。

それで、町としては人口の減少や少子高齢化が進んでいるところで、なかなか下水道への新規接続する世帯を増やすというのは大変だとは思っておりますけれども、この加入世帯を増やす取組などについて特に施策があればお答えいただけますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

- 町長（阿部賢一君） 下水道接続率の向上に関しましては、まず、接続に係る経済的負担を軽減するため、接続費用の助成制度の拡充等に努めております。具体的には、令和7年度から下水道に接続可能な家屋に10万円の補助金を交付しています。現在までに利用者は6件になります。あわせて、町民の皆様に対して広報等を通じて接続の必要性について周知・啓発を強化してまいりますとともに、こういう補助事業もありますよということを併せて周知していきたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

- 6番（星野宗央君） そうなんですよね。うちも下水道が入っちゃっているんで逃げられない部分もあるんですけども、本当に下水道の接続が増えれば、私は、住民の方が増えればいっぱい下水道を使ってもらって、上水道を使ってもらって使用料が上がればというふうに思っているんですけども、実際のところはその大口の方がほとんど維持していらっしゃるということで、本当になかなか物価高騰で大変なところなんで、何とか人口が増えれば一番いいんですけども、下水道事業のこれからも維持していただくためには必要なことというふうに感じておりますけれども、なるべくならあまり負担がないようにしていただければというふうに思っております。下水道事業のこれからということでお聞きをいたしました。

次の質問に移りたいと思います。

町内の各小学校では、学校の統廃合などによって通学距離が長くなり、バス通学が行われていると思いますけれども、小学校でのバス通学の対応はということでお聞きをいたします。みなかみ町の広さや各地域によってもいろいろ対応にも違いがあるかもしれませんが、現在の対応はどのようになっているのでしょうか。田村教育長には以前にも同じような質問をしておりますけれども、確認のためにぜひともお聞かせいただけますか。

議長（小林 洋君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 星野宗央議員のご質問にお答えいたします。

前回、令和5年3月の一般質問において回答させていただいたこととなりますけれども、同じような内容になるとは思いますが、ご承知おきください。

スクールバスの運行については、平成27年12月に文部科学省から出されている公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、こういう手引があるんですけれども、それを参考にしています。この手引によると、公立小学校の通学条件は通学距離によって捉えることが一般的とされて、通学距離の基準はおおむね4キロメートル以内、これは小学校ですね、おおむね4キロメートル以内とされ、これ以上の距離の場合はスクールバスの導入などを考慮し、通学距離の基準を設定するようにとされています。また、通学条件を通学時間の観点で捉えた場合、おおむね1時間以内が目安とされています。なお、この手引では、通学距離や通学時間を検討する上では、児童・生徒の発達段階、気候条件、統合によるメリットやデメリットなど、様々な要素も考慮に入れる必要があるとされています。こうした内容を踏まえて、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例においては、山間部に位置しているなどの条件を勘案して、また旧3町村の合併時の状況なども踏まえ、小学生はおおむね3キロメートル以上をスクールバスの乗車基準としております。

町では、国で示す基準よりも短い距離でスクールバスを運行しているわけでございます。この条例で示した基準を基に、地理的条件、冬期等による気候条件、児童の発達段階の違いなどを考慮し、さらに弾力的な運行を行っております。現在、小学校のスクールバスは、古馬牧小学校、桃野小学校、水上小学校、新治小学校において運行されています。学校別では、古馬牧小学校は1路線、桃野小学校は2路線を運行しており、水上小学校においては3路線、さらに冬期便として1路線、新治小学校は6路線となっております。小学校だけで合計12路線、冬期は13路線となります。

以上です。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） これ13路線ぐらいになっちゃうんですね、冬になると。これは前回、私、聞かなかったのかもしれませんが、やっぱりいっぱい、いっぱいというか新治がちょっと多いですね、やっぱり大変なんですね。

ほかの小学校と同じように取り組まれるというふうには思いますけれども、その桃野地区、古馬牧地区、北小地区での違いもあるかもしれませんが、来年度4月から開校となる月夜野小学校での対応がどうなるのかお聞かせください。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 月夜野小学校のスクールバスに関してお答えいたします。

令和5年度から7年度において月夜野小学校準備委員会やその下にあります総務地域関連部会、教育委員会においてスクールバス関連について、利用者の条件や運行路線、バス停などの課題について関係者と協議を重ね検討を行いました。そして、令和8年4月から開校する月夜野小学校においても、条例で示したおおむね3キロという基準を基に弾力的な運用を行う予定となっています。それで、月夜野小学校ではスクールバスの運行は6路線行う予定です。この6路線で116名前後の児童がスクールバスを利用する予定となっております。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） ありがとうございます。

116人というのは結構多いですね、やっぱりね。うちは全然近いので1キロぐらいしかないのではバス通にはならないんですけども、普通この3キロぐらいないとバス通学にならないというふうにおっしゃっているんですけども、2年生までバス通学の人いるというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、それはどのような条件なんでしょうか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 先ほど基準を決めるときにいろいろな要素を勘案して、その地域ごとに決めるというのが、弾力的に運用するということがありましたけれども、この3小学校の地域によって統合地区のスクールバスの運行実績、これまでの運行実績でも、やはり発達段階とかそういうのを考慮していた部分もございますので、統合のデメリットにならないように、メリットとして低学年1、2年生は2キロ程度ということで、3年生以上が3キロということですので、3年になったら乗らないで歩くというお子さんも出ます。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 1年生はなかなか、うちの子も来年2年なんですけれども、2キロぐらい歩けるかどうかちょっと心配ですけども、3年生ぐらいになれば3キロぐらいは、3キロじゃないか、2キロぐらいは歩けると、そういうような感じだと思います。なるだけ今までの班の人は一緒に乗っていけるようにしてもらえればありがたいというふうに思っております。その辺で、ほかの地域も2年生までは2キロぐらいで同じふうに、この月夜野小じゃなくて、新治とか水上も同じように2年生までは乗って行っているということでよろしいのでしょうか。それは、またちょっと違う感じですか。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） ほかの地域については、1、2年生までは2キロで、3年生以上3キロというところは現時点ではございません。ただ、先ほどもありましたように、豪雪地帯だとかそういうことで水上に冬期便があったりとか、あとほかの事情で統合前からの事情で2キロぐらいでもやはり乗車をしていると、やっぱり統合のデメリット、メリットということ

がありますので、総合的に勘案してというので、それぞれの地域によって多少の違いがあつて弾力的に運用をさせていただいております。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 分かりました。ありがとうございます。

なかなか距離で差をつけていると思いますけれども、その間の中間の子もいますし、なかなか成長も確かに一律ではないでしょうから、なかなか大変だというふうに思いました。ありがとうございます。小学校でのバス通学の対応についてお聞きをいたしました。

次の質問に移りたいと思います。

みなかみ町は、上越線、上越新幹線、高速道路、公共交通などが整備され、かつては住みやすい、住みよいまちとして機能をしておりました。昨今の人口減少や少子高齢化などにより、便利なものも少しずつ衰退をしていっているのが現状であると認識をしております。

そんな中で、自動車、自転車や歩行者が毎日利用している生活道路の修繕補修はどのように取り組まれているのかお聞きをしたいと思います。住民生活に必要な補修などは重要だと思いますけれども、町長はその辺はどのように思われておりますか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 補修が重要だと思うかと、重要だというふうに思っております。道路法に基づき、町は町道の管理主体として道路を常に良好な状態に保持して、一般交通の用に供する義務を負っております。また、町の施策の目標として、道路の安全性と利便性の確保を設定し、道路補修や施設の健全化を図ることを基本方針として、住民生活に必要な補修は大変重要であると、前段申し上げたとおりで認識はしております。

ただしというのがつくんですけども、すみません、ここで一次答弁としておきます。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） なかなか町の財政もあるでしょうから、要望があつたところを全部というわけにはいかないと思いますけれども、やはり特にこの後閑地域に関してはやはり駅もありますし、意外といまだに歩いている方もいらっしゃいますので、やはりその辺の生活道路に関しては、ある程度やっていただければというふうに思います。ちゃんと維持されているところもちろんありますし、走りやすくなっております。便利などところもある反面、意外と傷みが激しい道路が多いと思っておりますけれども、その辺は町長どのように考えられておられますか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 傷みが激しい道路、それぞれいろいろなところで見受けられるかもしれませんが。ただ、その辺も承知はしていてもなかなか大規模にできないという部分もあります。道路の施設が経年劣化により損傷している場合があるということは、いろいろな要望の箇所、区長さん要望等でいろいろ預かっているところであります。

道路施設の補修は計画的に実施しているところでありますが、令和7年度に発注した舗

装補修工事は1月末時点で月夜野地区で22か所、水上地区で3か所、新治地区で18か所となっています。また、舗装の損傷が小規模な場合においては、直営工事として補修した場合があります。特に水上管内においては、水の故郷の直営の方々が管内83か所、83件のほうが正しいか、やっております。しかし、町道の星野議員ももうご承知かと思えますけれども、実延長が約1,069キロ、舗装済み延長が約600キロと、県内の町村でも最も長い距離を管理していることもあり、全ての損傷が対応できていない状況にあるのが実際であります。ただし、激しいところはやはり優先的に補修するというのは指示をさせていただいております。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） みなかみ町が群馬県で一番大きい自治体ですので、やはり道路がいっぱいありますので、全部が全部というわけにはいかないと思いますけれども、その各区においても補修も行ってはいるんですね。でも、町での対応が、先ほど町長おっしゃられましたけれども、町の対応が必要な場合にはぜひともやっていただきたいなと思いますけれども、どの程度であれば対応が可能なのか、予算の状況もあると思いますけれども、なるべく住民の生活に必要な道路においては町での対応が求められていると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） アスファルト舗装のひび割れとか路面のくぼみ、側溝の段差などは補修が必要と考えていますので、各行政区から要望書の提出を受け、そしてまた現場の状況を実際に確認した上で、使用頻度、利用・使用状況、具体的には自動車が頻繁に走っている場合か、歩行者のみの道なのか等を考慮し、優先順位を決定した中で予算の許す限りで対応させていただいております。

また、各区で対応いただける簡易なものは、道路愛護や原材料支給制度により補修の実施をお願いしているところであります。なお、道路が通常有すべき安全性を欠いており、通行に支障が生じる損傷などの情報提供を受けた場合には、現地を確認の上、緊急的に補修の対応をしているところであります。

やはり、地区の我々が使う道路は、我々も道路愛護で資材支給をいただいて、みんなでおてんまでやっています。やはりそれが一番手っ取り早い、早いやり方かなというふうに思っております。星野議員もぜひそういうところがあれば、道路愛護のときに原材料支給をいただいてやるのも一つの案かなと、応急的な処置としてですね、そんなことを申し上げさせていただきます。

議長（小林 洋君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 直せる範囲であれば確かにそうですね。ちっちゃい穴ぼことかは結構直している。なおかつ、意外と区の、私もこの間まで区議会議員をやっていたんですけども、区の中の方が経験者とか得意な方がいればさっさとやってもらえる場合もあるんですけども、なかなか必ずしもそうとは限らない部分はどうしてもありまして、あとは、やっぱ

り何度やっても波打っちゃう場所がどうしてもあるんですよね。その辺はなかなか表面だけというのは難しいのかなと思ってはいるんですけども、何か所かやっぱり除雪ができないような場所が、マンホールが飛び出しているのかなと思うんですけども、そういうところがあったりするので、その辺は町での対応が必要だというふうに私も思っております。なかなかみなかみ町も場所が、地域が広がっておりますので、全部ができないというのは何となく分かってはいるんですけども、なるべくやはり住民生活に必要な場所はお力を貸していただきたいというふうに思います。

今回は3つの質問を行いました。どの質問も住民生活には欠かせないもので、充実することができれば住民の幸福度にもつながると信じております。これからも住み続けられる町になることを期待して一般質問を終わります。お世話になりました。

議長（小林 洋君） これにて、6番星野宗央君の質問を終わります。

---

## 散 会

議長（小林 洋君） 以上で本日の議事日程第1号に付されました案件は全て終了いたしました。

明日、3月5日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでした。

（午後 4時36分 散会）